

して窶々たる哉。聞く京畿亂を煽り、宗黨戈を操る、首難平ぐと雖餘孽未だ靖からずして、禍變の來る尙ほ未だ艾るにあらず、外人此に對して極めて激昂す。再び時局の險狀に稽へ、環生列強耽々として保ち難く、瓜分の禍目前に在り。國家の構成首として政府よりす。現に南北和解し戰禍初めて寧しと雖、新舊機關双方對峙し、國鈞顛ならずして郵命價なし。桀黠の徒機に乗じて黨を集め、一隅に角立せば全國糜爛するに至らむ。況んや連年飢饉にして江淮以南餓孚道に載す。武漢兵を構へ、群省響應じ、鄂寧鼓を撃ちて、陝晉煙を烽し、蒸民流離墊隘し、村落は墟となり、田園滄せず、安撫を圖らすんば何を以てか後を善くせん、遷延澤せずんば人々自ら危む、是を民亡と云ふ。滿蒙回藏甫めて羈縻に就く、死灰尙ほ燃ゆ、臥榻久しく睡り、稍や一反側せば復た分裂あらむ、是を國亡と云ふ。四海困窮して民生を凋敝し、帑上に枯れ、產下に置ぐ、急ぎ統一を圖らすんば尙ほ時を失するを懼る、外患一度び生じて兵禍連結し、黑隸紅氓猶ほ獲ざるを求め、軒黃遺裔長く人群を絶たむ、是れを種亡と云ふ。凡そ此の數端皆な國基未だ定らざるに由て之を招くもの、而して厥の原因は國都を争ふの一念に本づく。之を總るに時

機危迫し、南京を舍るも亂に至らず、北京を捨て、必ず亡べし。金陵の形勢果して燕都に勝るも、猶ほ當に勢を度り時を審にして、量つて遷就を爲さざるべからず。況んや利便の勢天淵を判するものあるをや。伏して乞ふ、力めて成見を去り、共に時艱を濟はん事を。早く國都を定め、政府を組織し、中央統一の功を收めて外人干涉の端を杜がば、其の他は從容として、解決さるべし。

黎元洪の此の勸電四出して後ち數日、三月八日を以て、袁世凱は北京に於て就職式を擧げ。次で民國の臨時約法は發布されたり。然かも唐内閣は閣員の補薦に就き各派黨人の競争あり異議ありて組織難を傳ふ。黎元洪復た各方面有力者に電致し、大義を提げて大同を説く。爲に唐照儀は二十九日漸く閣員を決定して參議院の同意を求むるに至れり。黎乃ち一電を南京臨時政府に致す曰く

元洪曾て本問題の爲に聲嘶き腸を斷ちて再三參議院に陳情せり。今ま吉報を得て、喜極り涕零つ。唯だ是れ大局顛危にして瞬息忽ち千變せむ。京津一帶には外兵遍ねく駐り、約を合せ名を簽し、國を分ちて色を繪き、人を漁して利を收め、願睥自ら豪なりとす、遼瀋以西尤も怵目して設を爲す。我議未だ宣ざるに、彼が

機先づ發す國を亡ぼし種を滅す即ち崇朝に在る也。尙ほ早く解決し速に發表し以て人心を安んずべし。千秋一刻功罪の關する所なり』

其の翌三十日唐内閣々員は交通の一部を除き無事參議院の同意を得て發表され四月一日孫文は臨時大總統事務を引繼ぎて退き。二日臨時政府は南京より北京に移さるゝ事となり南北統一されたる中華民國は樹立されたり。

第十章 民國創始時代

軍民分治の主張

中華民國の統一政府は既に其の組織を見たり。革命起義の元勳たりし黎元洪は早くも民國の建設に關して軍民分治の卓見を立ち、首倡したり。乃ち元年四月十日大總統並に京内外各機關に宛て長電を發し、堂々數千言時弊を痛論し國策を開陳す。蓋し千古の公論にして當代の名文なり。今

ま左に其の大意を左に譯載す。
軍を整へ民を治むる途を分ち轍を異にすべし。各省光復してより軍人政柄を執り習つて常と爲す。當時義幟初めて張り戎衣未だ定まらず敵兵の偏る處伏奔潜に滋く軍威を假るに非ずんば斷じて鎮靜し難し。然かも厥の後よりして流弊叢り生ずるに至れり。略ぼ數端を擧げて仰いて清聽を汚すべし。
文武兼資すること古より其の選を難とし方柄圓鑿必ず事機を偵らむ。夫れ各省の都督は其の深く強略を明かにし熟く民生を計る者を以て豈に熟駕輕泛に

就かしめざる。應に當然を曲げ、甲をして更へずんば高才繼ぎ難からむ。或は隨陸武無く絳灌文無く、政綱を熒惑し、方略を替亂し、學識蔽ふ所左右之に乗じ、巨奸倚つて窟巢と爲し、悍將憑つて傀儡と爲し、禍機四伏して衆怨の沸騰を馴至し、民力竭て知らず、軍心離れて覺らず、明德累を爲して、大局偕に亡びなん。其の害の一也。

各司の人員は資を端め學を素とす、才に獨擅あり業に顯攻あり、類を聚め群を分ちて源清く流治まる。今ま軍界と隸を同ふし尊を一にせしめ、人を用る則ち妄りに鑽營を事とし、事を處する則ち横に干涉を加へ、甚だしきに至ては賢路を抱持して私人を推挽し、國家行政の官を以て將士酬庸の具と爲す。税關鑛局、裳を褰げて要津に據り、録事、課員、甲を解いて文藝を談す。一人脅迫すれば全局動搖し、俊彦聲を韜して士夫額を蹙む。其の害の二也。

牙を開き蠱を擁し、囂然自ら雄なり、號召徵募多々益々善し。客を寓し民を僑す、流氓賤隸、名を濫にし餉を糜し、競つて其の間に蝨し、紀律廢弛して槍械缺乏す。以て彈壓には則ち足らず、騷擾には則ち餘りあり。夫れ當に鄰交未だ定らず、國

難方に深し、上にある者、心腹の憂を爲さずして以て爪牙の利を爲し、民を遊ばし衆を聚め、大禍循環して深淵に隕つが如きも届く所を知る罔し。其の害の三也。軍隊既に多く、急ぎ支應を謀る、地方の賦税は予へて取り、予へて求め、暴斂苛捐は疲民を威迫し術誘し、以て澤を竭して漁り、堀を羅して已に窮むれば、靈を外債に乞ふ。財を恣にし武を驕して追恤し、甚だしきに至つては萬家餽粥の資を括するも一軍衣冠の費に供するに足らず、森々たる戈戟は骨を齧り心を剝り、子々た旌旂は膏を塗り血を疊るに至る。債臺は疊積して大陸は淪胥すべし。其の害の四なり。

司法の獨立は憲法の同する所、八議の際己に芻狗を成す、民隱を淪通し法權を保護するは、宄を杜ぎ奸を防ぎ、胥な約束に歸せしむる所以也。自ら重兵握に在るを恃み意に任せて執行し、軍法に假りて護符と爲し、民命を視て兒戲とす。甚だしきに至つては無辜の士庶、遽に青鋒を飲み、未讞の官員、横に黑彈に罹り、帝閣開かず、閭曹問ひ難く、聲を呑み、涕を歛め、敢て誰何する莫し、茂蔭春澗み、宛霜夏結び、茫茫たる慘蹟は晦冥を辨せず。其の害の五也。

軍の興つて以來、瘡痍目に満ち、農工は業を輟め、商賈は凋殘し、死を撫し傷を恤すこと未だ籌るに遑あらず。今ま軍隊を分遣して外縣に駐防す、命を奉じて遠く來り、龐然として自ら大に紳吏と勾結して閭閻を蹂躪するも、有司敢て繩せず、委員敢て懲せずして堂高く、廉遠く、惟だ強これ従ふなり。槍掠則ち白骨宛を埋め、姦淫則ち紅顏命を畢り。殺氣薄る所江水哀を爲すも、猶ほ復た其の詞を粉飾して人の耳目を掩ふ。商民は解體して、老弱は連逃し、邦本既に傾き、國運以て盡きなむ。其の害の六也。

仕途擁擠して糊口に資無く、刺を懐きて途を塞ぎ、竿を挟みて限を穿ち、女は媒なくして笑を買ひ、士は介なくして身を呈し、搢足なる者、驕を宣べ、標門なる者、望を缺ぐ。乃ち復た軍人と聯絡し、政社を結集し、蘆中の窮士、競つて辯鋒を逞ふし、稷下の先生、争つて時政を談じ、善を隠し、惡を闡き、則ち四座心を快とし、公に假りて私を濟し、則ち萬夫掌を鼓す。羽翼既に盛にして、膽魄俱に雄なり、軍營一呼すれば、政界俱に倒れむ、聖智ありと雖亦た維持し難し。其の害の七也。

軍民並に轄して厚を積み高を培ひ、權力の雄、倫匹罕れなり。夫れ位高ければ則

ち争を啓き、勢重ければ則ち軌を招くべし。一省を綜ぶる軍官最高の級、何ぞ管に數百ならむ、一省を綜ぶる行政最優の差、何ぞ管に數千ならむ。一人更動すれば、全局推翻し、稍も重兵を推さば、即ち反側を圖らむ。縦ひ命令に服従し、範圍を遵守せしむるも、遊士亂民群つて相趨附し、流言聽を熒し、浸語金を鑠さむ。部令に假りて兵を觀、民岩に托して罪を伐ち、兵連り禍結び、更嬗雄を爲し、鵠蚌災を同ふし、猿蟲共に化すべし。其の害の八也。

兵權既に重く省界斯く分ち、眇を畫し疆を區し、各々風氣を爲す。鄉隣闘あれば、則ち之を閉ちて前まず、越人弓を彎れば、則ち笑を含んで道す。甚だしきは或は權力を擴張し、亂兵を納め、近省を以て尾閫とし、隣封に藉りて甌脫す。鄭に周の稻を芟り、楚に吳の瓜を刈り、蠻觸紛囂、底止する有るなく、内訌息すして外患相乘ず。其の害の九なり。

強藩坐して縮び、閭外自ら尊び、厚く黨援を集め、廣く朋類を招き、上總統に承けず、下諸庶に謀らず。叱咤則ち山嶽爲に崩れ、揮霍則ち江湖俱に竭くべし。稍や異議あれば、立どころに兵災を煽り、猶ほ封章骨を乞ひ、露布情を陳べ、陽に謙讓の名

に居りて、陰に把持の實を示し、中央政府ありと雖、亦た威弧に弦せず、長鞭及ぶ莫きを苦しむ。周代の列邦、唐朝の藩鎮、重を積んで返し難きに見て、寒心すべし。列強は耽々として既に成算を操るあり、遷延して改めずんば、即ち瓜分を招かむ。其の害の十也。

凡そ此の十害は皆な軍民分たずして、範圍太だ廣きにより、流弊の趨く所、賢者と雖、亦た免かれざるなり。

而して今日の軍界に尤も危むべきは一に曰く、道德心なし。三軍の餉糈は兆民より供するもの、國を愛し、卿を衛するは諸を天性に根さず。酒ち欲を縱にし、度を敗り意に任せて横行し、子女玉帛視て性命と同じく、彼輪機稍や觸れば、即ち發し、淫心俄頃、熾に、貪念崇朝に勃る。甲仆れ乙興り、此れ呼び彼れ應じ、遂に城廓は荒墳に、市塵は焦土となり、漢地九仞、祇だ殘灰を賸し、秦嶽千年、猶ほ怨氣を存するに至る。荏苒潰散し、盜賊横行して、誰か厲階を爲す。此に至つて極まれり。二に曰く、法律心なし。軍人の天職は首として、服従を重んじ、萬衆一心にして、臂の指を使ふ如し。酒ち劍を抜き、柱を撃ち、綱紀蕩然として、令を發すれば、則ち詆

排し、官を更れば、則ち鼓噪す。甚だしきは且つ重餉を勒索して、長官を脅迫し、營規を土芥として、軍法を弁髦す。爵祿其の念を糜ぐに足らず、徵調は飛符に拙く、淘汰は善筭に窮り、毒風の煽る所、全國に蔓延して、瓦解し、土崩し、亡ぶること將に日無からむ。

三に曰く、責任心なし。國民が軍に従ふこと、具に義務あり。事あれば、則ち侮を禦ぎ、事なければ、則ち勤に服すべし。酒ち朋を呼び、侶を嘯び、河上に逍遙し、酒肉の場に酣嬉し、笙歌の隊に徵逐す。軍事、戰術、情然として、知る罔く、國難民難、夷然として、恤はず、戈を投じ、甲を棄て、共に天に傲りて、頑として、幾んど身の何人たり、兵の何事たるを知らざるなり。人心既に死し、大命將に傾き、中原を瞻望して、誰か夫れ今日の絶續存亡の千鈞一髮なるを、主るものなるかを知らざる也。

但だ一を此に有らしむ、既に國を亡ぼし、種を滅ぼして、餘あるに足る、而して、況んや、險象の具に備るをや。日月幾たびか遷り、河山猶ほ昨の如し、功を成すも、軍人より、敗を致すも、亦た軍人より、我より之を得て、復た我より之を失ふは、此れ志士の深哀とする所にして、強隣の竊に笑を爲す所なり。

竊に隱患を無形に消し、宏規を久遠に垂るべきは、惟だ將に軍務と民政とを劃して二と爲し。路航郵電、鹽稅海關の應に劃して政府に歸して專司を立てざるものと、司法の獨立が中央に直隸するものを除き、其餘の庶政は民政長の管轄に歸し、以て事權を一にすべし。財政の一司、樽節核計、一省收支の款項を綜べ、會に交して議決して、而して歲に其贏を納む。庶くば政權を統一して國力を培持するに足るなり。每省一都督を定め、専ら軍隊を轄して悉く中央の委任節制に歸せしめ、一に政治に干預し、擅に軍官を擧ぐるの弊を除き。此外の各項名目、概して取消を行ひ、並に徵兵制度を實行し、以て訓練に便にし、區域を劃分して土著を招選し、官長を除く外は均しく客兵の驕雜を許さず、年に及ばば、則ち伍に入り、限に滿れば則ち農に歸し、全國皆兵の制を推行して、國防の計畫を統籌し、以て指揮に利すべし。廣く學校を開き、教科書を編定し、其目的は共趨にありて、眼光は專注にあり、一朝警あれば挺を執り兵を撻ち、則ち同仇敵愾の心豫め知るべき也。夫れ千金の裘、必ず其の領を振ひ、百尺の網、必ず其の綱を挈ぐ、果して能く事を分ち功を程し、和衷共濟して國家の爲に秩序を保ち、人民の爲に楷模を樹つ、民國の

基未だ諸を萬世に鞏からざるものあらざる也。昔し東瀛の丕變、首として強藩を撤し、北米の颯興、先づ各省を聯合し、軍民權を分ち、條紊れざるにありて、古今中外理は符を同ふせり。積習既に成るの時、絃を改めて更に張るや、必ず異議を滋くす。然り千夫交も指して虞れず、七聖俱に迷ひ、天心の測り難きを懼るゝに當り、必ず安を旦夕に偷んで、快を一時に稱せんと欲すべし。東帝西王、上行ひ下倣ひ、人道滅絶して國法淪亡す。莽々たる神州は滿清の親貴に亡びずして、民國の英雄に亡びむ、專制の淫威に亡びずして、共和の初政に亡びむ。試に問ふ、諸公數十年來の慘憺たる經營呼號、提倡改革の謂ひ、何ぞ本を變じ厲を加へて初心と相刺謬する無きを得たるか。元洪夙に戎行に隸して未だ民事に嫻れず、倉卒の間、謬つて推戴を蒙る。鼎を擧げて諫を覆し、植を摘して塗を索む、職に蔽んで以來、時に隕越傾覆を虞れ、憂勞交瘁して精力日に枯る。鄂中父老の顛連困苦に念ひ及ぶ毎に、原を推し首を罪し、萬死辭し難し、何ぞ敢て久しく輟材を以て妄りに強寄を膺ひんや。況んや滄江の月は慘として、粵海の風は悽しく、六詔の聲、五溪の兵氣、槍烟は蘇渚に霏し、彈雨は蕪城に濺ぎ、蜀道則ち骨肉流離し、隴水則ち肝腸

斷絶す、近くば更に岳州屈を辨じ、徽府援を呼び、錦繡の山河竟に淨土無からむ。豆の如く自ら煎り、瓜の如く自ら割き、權を争ひ利を攘して同じく外人に授け、我子孫の淪落して奴僕となり萬劫復せざるに至るを哀しむ。職として既に敢て黙せざる所あり、復た忍びざる所あり、日に針氈に坐して涙痕面を洗ひ、推心泣血梗の喉に在る若し、中夜旁皇として戰衣俱に濕ふ、誠に此の不言に失せんことを恐れ、將に更に生を偷むの望なし、時弊を痛陳して鈞聽を妄瀆せざるを得ず。若し賛成を賜ふが如くんば、即ち將に此の議を院に交付し、立どころに表決を予へ一致して進行を請ふ。元洪不才當に先づ鄂中の軍界を率ゐて天下の倡を爲す、微特に朽索駒を奔らして自ら負擔を軽くし、亦た且つ孤舟浪に駭き共に瀾の安きを慶ぶ。異日皇輿鞏固にして、漢族長く存じ、水を飲んで源を思ふ、胥な公の賜に由り、生死問題、此の一着を争ふべし。臨風禱祝、泣いて聲を成さず。旌麾を瞻望して、伏して覆電を請ふ。

參謀總長兼任

四月十七日、黎元洪は副總統を以て參謀總長を兼任する事となりし、も湖北の政務多端なるを以て大總統袁世凱及び陸軍總長段祺瑞宛

電報を發し參謀本部事務を陳次長の辦理に委する事とせり。五月一日黎副總統は省議會組織改革に關する意見。五月四日各省官制劃一に關する意見。五月五日阿片の禁種禁運禁吸に關する意見を、大總統並に京外各機關に致し。五月六日北京參議院に對し、華僑參政權に關する意見を致し。五月六日大總統並に財政部宛兵燹後の漢口市面接濟の爲め速に中國、交通兩銀行支店の開業を促し。五月三十日には大總統並に京外各機關宛、江蘇都督の中央地方權限劃清案の決定を云ひ同時に中國銀行紙幣發行問題並に幣制統一に關する意見を致したり。

六月二十一日、大總統並に京外各機關宛、政黨の弊習を論じて特に黨人を飭して畛域を化除し、私忿を以て公誼を忘るゝこと無く同心一德、國運の進展を計るべしとの意見を致したり。六月一日、同じく電致して政府の用人に關する意見を述べ。六月二十四日には軍隊の裁撤を促し、並に捐金借款の事を慎重にすべしとの意見を致したり。

六月二十四日には大總統及び各省都督宛、電報を以て、唐照儀が内閣總理を辭して天津に蟄伏し、旋て上海に走り去りたるを以て、陸軍總長段祺瑞をして臨時總理

兼任としたるに同意を表し、之に對する紛々たる黨見を排するの意を縷々陳説する所ありたり。

湖北都督兼任

七月十二日臨時大總統は黎元洪を湖北都督に任ず。是に於てか、黎元洪は臨時副總統兼參謀總長を以て湖北都督を兼ねる事となれり。

唐内閣既に瓦解せるも後繼内閣の組織は依然たる黨争渦中に在りて決せず。黎元洪は乃ち七月二十二日懇電を大總統並に京外各機關に致して、大總統上に主持し、各都督下に維持す、速に參議院に請ふて、國務院の組織を即日表決すべきやふ促したり。既にして議紛々、軍警の警告をも來たして漸く二次内閣の組織を見たり。七月二十九日黎は之が成立を祝すると共に縷々大勢を説いて黨見を戒むるの意見を致したり。

八月一日大總統並に各省都督宛、軍民分治の實行に關する意見を致し。袁世凱が過渡時代なるを以て軍民分治の實行、暫らく變通の法を量るべしと云ふに對して「軍民一日も分治せずんば則ち軍事一日も統一する能はず、軍事一日も統一せずんば則ち國防計畫一日も進行する能はず。現に内訌外患、所在虞るに堪へたるものあり」と。八月六日致電以て之が將來の實行を望みたり。

當時何海鳴、凌大同等、大江報を發行して、無政府主義を鼓吹し、秘密機關を設く。黎元洪は彼等「妖言を造り、人心を惑し、婚姻の制度を廢し、父子の大義を滅し、國家無く、家族無く、宗教無く、男女無く、殊に政府法律の廢止を唱導することは、實に悖謬極まるもの」と爲し、軍警に命じて該新聞社を封鎖せしむ。何海鳴等逃走す。乃ち八月九日大總統並に京外各機關に打電して其の嚴緝を求めたり。

張振武事件

張振武は孫武、湯濟武、化龍、胡經武、瑛と共に武昌起義の所謂四武の一人なり。原名益鑫字は春山、更に竹山と名く。湖北羅田の人、隕陽府

竹山縣に寄居す。幼にして岐嶷、長じて卓犖、初め沈廷椿、陳培韓兩先生に従つて學び帖括を事とせず、好んで孫吳の兵書を讀む。旋て師範學校に入りて業を受け、後ち日本に東渡して早稻田大學に學ぶ。留學生時代に於て湖南人劉彥の紹介にて孫文、黃興等の同盟會員となり、歸來其の支部の湖北方面に於ける組織を担任し、支部長劉揆一と協力して進行せしむ。徐錫麟が安徽に事を爲すや、張振武陰に之を助けたるを以て、危害の及ぶを恐れ、長崎に走り、また上海に返る。江西人朱錫麟、巨

金を捐して彼を助け、撥して學務公所に入らしむ。武昌起義前一日、漢口の革命機關部に於て爆彈破裂したる時、張振武は僅に身を以て免るゝを得たり。次で武昌の事發するや、彼亦た之に投じ軍政府軍務司副長となりて、頗る功あり。後ち漸く氣驕り、乃ち權に據り黨を結び異を伐つ。一月二十七日、武昌に暴動起りし時の如き暗に將校團を煽動する等の事ありたりと。之を久ふして黎元洪は武昌の統一上張振武を遠けんを欲し、之に邊務調査を勸む。大總統は彼を蒙古調査員に任命したり。張振武即ち北京に抵り、鉅款を發して邊務局の設置を求め、一言未だ遂げざるに潜行して武昌に歸り、爾來亦た國民黨の聲勢を借りて飛揚跋扈す。其の再び北京に抵るや、黎元洪は和平維持の爲め涙を奮つて馬鞭を斬るの處置に出で、八月十一日即ち其罪狀を數へて大總統に電致し、張振武を將りて立ちどころに法に正さん事を乞ふ。北京六國飯店に在りて張振武は一夜陸軍部派遣の兵に欺かれ、て伴ひ去られ、直ちに銃殺さる。然れども黎元洪は復た張振武の前功を記して其喪を經紀し、其家を撫恤し、其の徒を安置し、一人を以て他に累すること無し。又た張振武事件に對して世論の囂々を來たし、北京參議院に於て政府彈劾案提出の議

あるや致電以て政府の爲め百方辯解し、穩やかに其の善後を處理して、克く無事なるを得せしめたり。

露蒙協約

之より先、露國は清國革命の變亂に乗じ、陰に庫倫活佛を使喚して、外蒙古の獨立を宣言せしめ、而して「露國は外蒙の獨立、内政の改革に援助を與へ、支那軍隊の侵入及び移民を阻止し、露國臣民の商業上の特權を認めしめ、且つ他國人に同一特權を與へざることを約せしめ。外蒙が支那及び他國人と協約を締結する場合は露國政府の同意を得ざるべからず」等の所謂露蒙協約は議定されたり。當時内政の變革に忙殺されし中華民國は此の露蒙協約に對して、單に不承認の旨を露國政府に通牒したる外、何等積極的外交を試むる能はざりし。此事を以て深くも慨したる黎元洪は、乃ち十一月十六日、國務院並に各省都督に宛強硬なる意見を具し、以て露蒙協約を嚴斥し、併せて外蒙古征討策を立て、電致したり。

大勳位

中華民國の勳位並に勳章を定めて南北首功の文武士人を賑はすや、大總統は黎元洪を大勳位に叙し、特に使を武昌に派して、之を授く、十

一月二十六日黎元洪即ち之を受けて謝電を袁世凱に致したり。

民國二年一月十三日電報を各都督民政長各政黨に致し、民國憲法制定に關する意見を陳述し。二月十二日北京に於て第一週年立國紀念會開かるゝや、特に哈漢章張昉を派して其の盛典を祝せしむ。三月二十一日、宋教仁が上海に於て刺さるゝや、顧問揚開甲を派し往いて其の喪を治せしめ、二十三日懇電を大總統並に京外各機關に致し深く其の訃を弔す。

之より先、湖北新募の軍隊を整理して其の多數を解散す。匪徒の機に乗じて亂を倡ふものあり、四月四日大總統に電致して、李純の歩兵一隊を派して漢口に來るを求め。次日また信陽州に駐紮せる李總司令に打電して其の混成一營を編成派遣して漢口に來り、地方を鎮懾し、黎天才の軍と會同して鐵道保護の任に當らしめん事を求めたり。

正式國會開院

四月六日、北京臨時參議院は終を告げ、同日を以て參衆兩院の觀瞻を備ふる正式國會は北京に於て開院式を擧ぐ。黎元洪は致電以て之を祝すると共に、之に時局の艱危を説きて、協心戮力、國政を參襄すべきを請ひ、大總

統選舉の慎重にすべきを以てせり。

四月十六日、林述慶、北京に於て急死す。述慶は革命當初、師を金口に督して、金陵を克復せるもの、革命功成るや衆に先んじて職を解く。其の後黨争の激甚なるを見るや、之を慨して北京に抵り、同志と共に國事維持會を發起して熱心奔走しつゝありたり。黎元洪其の訃を聞きて哀悼措かず、直に懇電を發して之を弔慰したり。

進歩黨の組織

四月二十四日共和、民主、統一の三黨合併して進歩黨を組織し。『國家主義を採りて強善の政府を建設す。人民の公意を尊んで法律の自由を擁護し。世界の趨勢に應じて平和の實利を増進す』との三大政綱を標榜し。『一面務めて國基を奠定して暴民の破壊を遏め、一面務めて新政象を刷新して官僚の瑕穢を滌ぐべく、萬衆一心、矢つて渝らず』と宣言す。而して黎元洪を其の理事長に奉戴したり。黎元洪は五月一日、進歩黨本部に宛、打電して之が成立を祝すると共に、『黨首は宜しく別に推舉を行ひ、元洪は一黨員として諸君子の後に隨ふを願ふ』との旨を致したり。

第十一章 第一革命

黎元洪
の態度

之より先、支那政界は、宋教仁事件を動機として、國民黨の排袁感情を激成し。次で五國借款團の大借款を訂約せんとするや、民論遽に沸騰して、北京政府遂に衆矢の的となれり。五月四日、黎元洪は大總統並に京外各機關に宛、長文の電報を發して、縷々數千言、本問題の實行に關し、穩健なる意見を開陳したり。九日、復た湖南都督譚延闓、江西都督李烈鈞、安徽都督柏文蔚、廣東都督胡漢民及び在上海の黃興等に宛、長文の電報を送り、宋教仁問題及び借款問題に付き、和平の意見を致して、勸解する所あり。十四日、復た懸電を大總統並に京外各機關に致し、前記四都督一名士に對する勸解の經過を報じ、再び妥當の意見を具して、共同戮力、危局の決裂を未前に防ぐべきを以てせり。然かも形勢日に險惡にして、所謂第二革命の禍機は四伏するに至る。其の尤も過激なる江西都督李烈鈞は、中央政府の任命したる民政長の就任を拒み、又た鎮守使を遜ひ、兵を派して湖北境外に送

り。袁世凱亦た北軍の一部を南下せしめて早くも威を示さんとす。然り第一革命の瘍痍未だ癒へざるに、再び全局の魚爛を來さんとす。夙に之を念とし、常に之を憂ひたる黎元洪は、之が居間調停に努むると共に、部下を飭して雷同を戒め、復た兵を江西省境に派して、豫め備ふる所ありたり。五月二十三日、彼が江西選出の參衆兩議員に答へたる電文は、以て彼の志を知るに足る。

五月二日、江西軍は歩兵六百人を派して武穴對岸の馬頭に駐め、十八日復た砲騎兩營を派し、汽船に乗じて武穴對岸の山下に泊す。二十一日復た馬頭及び瑞昌一帶の地現に江西の騎砲兵各一營砲十八門、歩兵約二千餘人を駐め、尙ほ増兵しつゝありと。訛言迭に起り、商民恐慌す。宵小の徒、詞を借りて煽惑し、間に乘じて劫掠せん事を恐る。躊躇すること旬餘、始めて兵二連を派し、往いて武穴に駐め。専ら誤解を釋き、伏莽を鎮め。同時に李都督、歐陽師長に電達して江西軍の省境を越ざるやふ取締を求めたり。元洪起義以來、即ち國利民福を以て職志とす。近く風潮洶湧して議論紛擾するや、元洪屢々通電して婉言勸導し、力めて和平を主とす、區々の苦衷久しく天下の共に諒する所なり。惟だ是れ故郷父老の

託を受けて、中原縮殺の衝に當る。治安保衛の責稍も貸す無し。倘し破壊を希圖して、我湖北を擾亂せんとする者あらば、亦た敢て姑息の仁を以てして滅亡の禍を醸すを敢て爲す。蓋し民國を維持するの心、始終一なり。

徐寶山の變死

五月二十四日、徐寶山爆彈に斃る。寶山は素と鹽梟の雄なるもの、兵を率ひて勇名顯る。第一革命の初、衆に先ちて反正し、部下の軍を提げて吳楚を聲援し、江淮を保障し、功あり。南北統一後、第二軍司令長として揚州一帶の地方を靖んず。二十三日夜、人あり、上海吳慕賢より託せられたりと稱し、封書に添ふに木箱一隻を送り來り、内に古磁の花瓶を入れありと曰ふ。寶山既に寢ぬ。次日朝八時、其の箱を開かんとするに、箱甚だ固し、漸くにして開けば、忽ち爆發し、避るに及ばずして命を殞す。黎元洪其の悲報に接して、深く寶山の死を悼み、痛く黨人の暴を憤りたり。

當時河南の白狼、匪を擁して起ち、嶮に踞し、禍を負ふて虎嘯す。而して一面、徐寶山の變死は、動搖せる人心を煽りて、物情慌然たり。黨禍將に勃發し、危機實に目睫に迫る。五月三十日、黎元洪は、天津馮都督(國璋)、盛京張都督(錫鑾)、濟南周都督(自齊)、雲

南蔡都督(鏐)、羅民政長、貴陽唐都督(繼堯)、南寧陸都督(榮廷)、成都胡都督(景伊)、打箭爐尹都督(昌衡)、開封張都督(鎮芳)、吉林陳都督(照常)、齊々哈爾宋都督(小濂)、蘭州張都督(紹曾)、西安張都督(繼堯)、太原閻都督(錫山)、趙民政長、迪化楊都督、南京程都督(德全)、應民政長、杭州朱都督(瑞)、福州孫都督(道仁)、江民政長、熱河熊都督(希齡)等の地方大官と會同して、國會に宛、時局の艱危を痛論し、和平大同の議を秉持して、借款問題を承認すべき事を求めたり。

六月二日、湖北委員黃祖徽を特派して、江西委員彭程萬と商議し、馬頭に駐紮せる江西軍の撤退を求め。七日、襄陽駐屯の王師長(志祥)に命じ、白狼の匪亂に備へ、以て地方の肅清を命じたり。六月十日、大總統袁世凱は、江西都督李烈鈞の職を剝ぎ、黎元洪に命じて江西都督事務を兼管せしむ。江西には既に護軍使の全省陸軍を節制し、復た要塞司令官が江防を節制するものあつて、暫らく都督の必用無く、宜しく是等江西の護軍使、要塞司令官、民政長に命じて秩序を維持せしむべきを請ひ、其の兼任を辭したるも許されず。乃ち黎兼管江西都督は、江西護軍使歐陽武並に新任江西民政使賀昌國等を飭して地方の維持を籌畫せしめたり。

湖北先
づ肅清

既にして上海を中心として、第二革命の陰謀は計畫され、革命黨員の熊越山、寧調元、李雨霖等漢口に抵り、詹大悲、鍾仲衡、彭養光等と潜に湖北に於て事を圖る。臨時鄂軍機關部の組織を爲し、夏述堂、王之光、李雨霖等軍事に任じ、鍾仲衡、鍾勛莊等は調査に、温楚珍、楊玉鵬、道鵬飛、彭養光等は聯絡に、詹大悲、鄒永成等は會計に、曾毅、岳泉源、周覽七等は文牘に、温楚珩、張秉文等は庶務に任じて、部署既に定り、二十五日深更江を渡つて亂を武昌に構へんとす、危機將に間一髪なり。

黎元洪早くも之を偵知し、廿四日軍警を派して漢口佛國居留地巡查と會同して、革命機關部たる漢口民國日報社を襲ひ、曾毅、周覽七等四名を捕へ、即日臨時戒嚴令を武昌に發布したり。南湖地方に於て、二十五日夜、同地駐紮の輜重兵は、蕭大滿等三十名を捕へ、同時に寧軍第二團第一營の兵は、陳金標、羅漢臣等十八名を捕へたり。同夜また造紙廠後方の長江沿岸に駐紮せる師團長黎天才は、革命黨員時倚、方安漢及び鍾仲衡、何作儻、黃子監等潜に漢口より拳銃爆彈を運びて暗殺を圖るを豫知して之を捕ふ。二十六日、復た交渉員及び軍警を漢口に派し、獨逸居留地巡查と會同して、熊越山、寧調元等兩名を捕へ、證據書類其他を押收す。詹大悲等十餘名は遽に

遁走す。

一面、前八師團長李雨霖の舊部下にして、天門縣城及び岳口、麻陽潭、張集巷に駐紮せるもの、潜江縣城の第三十一團二營々長章裕昆、連長任重遠等と通じ、六月二十五日夜を以て期の如く響應し、出で、駐岳の水師に逼り、砲船二隻を奪ひたり。二十六日、章遂に總司令を以て號し、馬建庸を代表として潜江縣廳に至り、庫を開きて軍餉を奪ひ、又た商務會に逼りて軍資を勒索す。同時に天門縣城駐屯兵の連長彭學俊、司書何奇等亦た蜂起して縣廳を襲ひ、軍資を奪ふ。二十七日、岳口に多數の船舶を準備し、翌日を以て漢陽兵工廠を襲はんと擬し、其の夜、進んで仙桃鎮に逼る。

仙桃鎮駐紮の團長代理王志祥、憲兵營長鄧賢才等に命じ、水師と會同して、二十八日の拂曉、之を邀撃して破らしむ。投降する者百餘名、他は岳口上流より沙洋方面に逃竄す。同日復た第七旅梅占鰲に命じ、一營を率ゐて仙桃鎮に赴き援けしむ。二公事を以て武昌に來り居たる第三師團長湯玉祥亦た是の日仙桃鎮に歸任す。二十九日、湯、王、兩團長及び梅、鄧の兩營長は、謝水師營長と會同して出發し、麻洋潭に抵り、沿途亂兵を追撃拿捕す。前第八師所屬兵にして沙洋駐紮の團長劉鐵亦た命を

奉じ、兵を派して多寶灣を扼守し、亂兵に備ふ。三十日湯王、梅鄧の各軍連合して岳口に抵り、亂兵吳占魁、向華軒等を捕獲し、又た劉軍の截斷する所となりて、亂兵潰散す。七月一日武穴駐紮の第八混成團を調し、馳て仙桃鎮に抵り、退伍を監督し、地方を鎮攝せしむ。斯くて未だ全く亂事の發せざるに先ち、迅速に鎮定して湖北遂に變を見ずして止む。

七月八日、大總統並に各省都督等宛長電を發し、江西の政況を縷陳す。十三日、湖南都督譚延闓に懇電を發し、和平以て時局維持の要を説きたり。

江西 の變

七月十二日、前江西都督李烈鈞は、其の黨羽にして靡下たる第一旅長林璧、及び第三旅長方聲濤、第九團長周虎階、第十團長李明揚、機關銃營長卓仁機、前水師總監蔡銳霆等を率ゐ、徐秀鈞が運び來れる五十萬圓を軍資として、江西省に於て討袁軍の旗を立て、湖口の六砲臺を誘つて加担せしむ。同日、林虎は混成約一個旅團の部下を率ゐて九江の西北沙河鎮及び西南十里舖に向ひ進撃し來れり。

九江駐紮軍の總司令李純、兵を分ちて進撃し、互に損傷あり。十三日拂曉、李軍は

猛烈なる進撃を試て、激戰約八時間、林軍支へずして退却し、沙河鎮の南六十支里の高地、苗家灣一帶を扼守す。十四日拂曉、李軍また之を猛撃し、後三時林軍乃ち藍橋方面に敗走し、死屍枕籍約八百人、軍營長李穆及び連長排長以下多數を擒とす。十五日討袁軍中の第三團第一營、自ら中立を宣言す、林虎之を憤り、此夜同志撃を爲す。十六日朝、討袁軍三千餘人、姑塘西北の板橋より金鷄坡、八里埠に向つて進撃す。李純進撃して之を破り、追撃して馬宿嶺に及ぶ。討袁軍死傷投降尠なからず、十七日、討袁軍中の第九團一、三の兩營相率ゐて投降す。李軍乃ち討袁軍の餘黨を湖口方面に壓迫す。然れども討袁軍は形勝の地を扼し、湖南廣東等より革命の軍士來り援るものあり、勢漸く振ふ。李純の軍約八千、戰線漸く擴大して兵力布かず、爲に一氣に掃清するを得ずして連日對峙す。黎都督乃ち湖北より第七團一、二兩營に機關銃山砲各一隊を付し、江西に派遣して李純を援けしむ。

之より先、黎元洪は十三日、楊州徐司令(寶山の子)に電して長江下流一帶の警戒を飭し。十六日、歐陽江西護軍使、陳司令に打電して地方の鎮撫を飭す。十七日湖北より、顧問黃祖徽、秘書梁柏年、參謀湯沸等を江西に特派し、九江の歐陽護軍使、陳司令

及び南昌の程内務司長を始め、親、盧、曾等各司長、周警視總監等と會商して、江西地方善後事宜を籌畫進行せしめたり。北京政府亦た段芝貴を江西宣撫使に任じ、趙惟熙を副宣撫使とし、師を督して急ぎ南下せしめ。又た海軍次長湯壽銘に令して軍艦を督し、九江に馳せて長江を鎮めしむ。事態漸く重大なり。段芝貴等は、九江に抵り、武昌に在る兼管江西都督黎元洪と電報を往復して其の意見を徴し、銳意鎮撫事宜に當りたり。

而して宣撫使段芝貴は、海軍次長湯壽銘と商りて、水陸夾撃の計を立てたり。七月二十四日夜十二時、軍艦飛霆を九江に留め、其他の江利、楚同、江亨、湖鵬の四艦を率ゐ、陸軍を掩護して、湖口の下流約十支里の地に上陸せしむ。斯くて海陸の兵を合せ力を戮して激戦一晝夜、討袁軍遂に支へず、湖口砲臺を棄て、潰走し、二十五日後六時、湖口全く陥落す。

湖口占領後、暫らく兵を整へつゝありし政府軍は、三十日、兵を三路に分ちて瑞昌、南康、德安を進撃せんとす。同日先づ沙河を發したる李純の軍は藍橋の討袁軍大隊を走らし。三十一日、黃老門南方附近に於て、頑強なる討袁軍の大部隊と衝突す。

八月一日拂曉、再び激戦を開始し、討袁軍遂に支へず、建昌及び吳城各方面に潰走す。政府軍之を追撃して德安を占領し、勝に乗じて瑞昌、南康を攻略す。七日旅長馬繼增、部下を率ゐて吳城、灌口を攻めんとす。隊官趙景忠、連長樊近餘、決死隊を領し、夜に乗じて上陸し、營長張中和一營を率ゐて之に繼ぎ、激戦四時間にして、討袁軍を破り、八日前九時吳城を占領し、即日一隊を放ちて灌口を占領す。李烈鈞自ら軍士の激勵に努むるも、時非にして、早くも牙營陥り、羽翼截られ、討袁軍の旗幟色褪ふ。十八日政府軍は水陸より江西省城南昌を夾撃し、孫家窰、羅口、高橋を破りて、此夜混成二十二團、先づ南昌に入り、降兵十營を收む。李烈鈞等夜に乗じて逃走す。十九日軍司令李純並に宣撫使段芝貴等前後して南昌に入り、部員を督して省務を回復し、兵を分ちて地方を肅清す。

江西事定つて大總統は一等文虎章を黎元洪に贈與す。黎は南昌攻落後、江西善後事宜に關する意見を大總統に電致すると共に、一面江西に在る段宣撫使以下各文武官司に飭して、江西省務を整理せしめ、以て商民を安撫したり。九月七日、北京に在る湖北代表哈漢章に電致して、江西都督兼任の解職を大總統に請はしめ、同時

に李純を以て其の後任に推薦す。南方各地の亂事全く回復するを俟ちて、九月二十、九日、大總統に黎の兼任を解き、李純をして江西都督に命じたり。

廣東の獨立

之より先、廣東都督陳炯明亦同志李烈鈞の舉事に呼應し、廣東の獨立を宣言す。梧州に在る護軍使龍濟光は七月二十九日、肇慶統領李耀漢、德慶營長梁邁、都城營長李章秋に飭し、陳炯明が命じて封川河口を扼守せしめたる砲艦江大を奪はしめ、又安南瑞和等兵艦四艘を派し、三十日夜、龍濟光自ら軍を提げて肇慶に抵る。兄觀光と共に軍を督し、歩々進んで三水に至り、省城に逼りたり。而して一面戰守の法を籌畫し、一面城内の陸軍と聯絡の策を講究したり。旋て八月十一日、陳炯明は省城内の陸軍に逼られて遁走せしを以て、省城駐紮の第二師長蘇慎初、軍警と合同して獨立を取消したり。同じく省城に駐紮せる第一師長張我權は陳炯明の黨羽なりし者、炯明走るや、餘黨を糾合して人民代表と稱し、己れをして都督兼民政長に選舉せしめ、豪然自ら省城に盤踞す。龍濟光並に廣東都督府參謀長代理蕭祖庸等迭に飛電以て張我權の假冒を訴ふ。黎元洪乃ち即日大總統に致電して、張我權の偽職取消を求め、張若し聞かずんば討伐すべしと請ひ。其の旨龍濟光の軍に飭し、十二日省城に入り、戮力して張我權を逐はしめ、文武各官吏並に軍警と會同して省城内外の保安を籌らしめたり。

安徽の獨立

前安徽都督柏文蔚亦江西の李烈鈞と呼應して、安徽省城安慶に於て獨立を圖る。事發して數日ならず、八月九日、大通駐紮の師長胡萬泰、兵を放ちて之を破り、柏文蔚逃れて、安徽の獨立取消さる。殘黨走つて蕪湖の重地に據りて討袁軍の旗を立て、荻港の險を扼して蕪湖の屏と爲す。尙ほ軍士を集めて之を分ち、順安、青陽より大通を計らんとす。胡萬泰早くも之を知り、沈旅長を青陽に、顧旅長を順安に派し、之を擊破せしむ。順安、青陽既に肅清す。大通に凱旋せる沈、顧の兩旅團に本隊を加へ、二十六日拂曉、海軍次長湯壽銘の率ゆる楚謙、楚同、楚泰、建威、湖鶚に掩護されつゝ、荻港に上陸し、水陸挾撃して之を攻む。後三時、討袁軍遂に支へずして潰散し、旋て蕪湖亦た平らざたり。

湖南の獨立

李烈鈞、柏文蔚等、相次で討袁軍の旗を樹つるや、黃興、譚人鳳、故宋教仁等の郷土にして、由來革命黨員の淵藪たるの觀ある湖南の黨人亦た相呼應し、都督譚延闓に迫つて獨立を宣言せしむ。黎元洪は湖南と

境を接する湖北亦た影響を受けんとするを虞れ、然かも尙ほ之を平和に治めんと欲し、八月四日、南寧陸都督(榮廷)に電致して曰く、「湖南尙ほ固を負ふ。既に貴處一旅を派して全州に駐り、又た唐都督(繼堯)の兵二旅を派して鎮遠に駐り、以て湖南を牽制し、並に湖北軍隊と約して四面より夾撃せんとす。貴州軍の鎮遠に駐るもの、旅長を韓鳳樓と云ひ既に出發せり。査するに湖南省内部尙ほ大局の維持を明にし、軍官現に既に内應を密約するものあり。全州は永州と近し。永州守備司令官を任命遠とす、仍ほ結びて引導となすべし。貴軍需用の銃砲彈藥は湖北より均しく擔任すべし」と。一面之が夾撃を籌りて、威を示すと共に、一面譚都督に和平を説き、參謀本部科員葉佩薰を岳に派して、曉すに利害を以てす。譚都督乃ち總參謀江隲を派して武昌に来る。黎元洪は江隲を面諭し、首謀者の驅逐と、湖北境内に於ける湖南兵撤退の二事を約せしむ。而して湖北第一師長石星川參謀長金永炎、參謀本部局長雷壽榮等に命じ、湖南軍の程子楷等に約束條項の履行を促がしむ。八月十三日、譚都督は兵を罷め、民を息むるの主旨を以て湖南の獨立を取消したり。而して譚延闓責を負ふて辭職するや、黎元洪は十六日大總統に打電して譚延闓の

爲め辯疎して、慰留せんことを請ふ。後ち十月二十八日、湯薺銘代りて湖南都督に新任さるゝや、黎元洪は譚延闓の將來に於ける安全に關し、大總統に電致して庇護する所ありたり。

四川の獨立

四川第五師長熊克武、また討袁軍に呼應して四川の獨立を宣言し、重慶に據つて事を起す。川北の諸縣城、風を聞いて相繼で事を擧ぐ。重慶の地たる巴蜀の險を負ひ、加ふるに長江上流の要區を占め、民富み、財豊かなり。成都に在る四川都督胡景伊、乃ち兵を三路に分ちて之を攻む。形勢甚だ重大なり。陝西よりは援軍を派し、瓏關を経て陸續南下せしめ、參謀長潘琴松、全營を帯びて平利、白河を過ぎり、黎元洪亦た湖北の顏團長に命じて部下を卒ゑ、荊州より四川に赴かしめ、八月二十二日共に大寧に至るを期す。成都の王陵基は川東宣撫使として、第一支隊長を兼ね、早くも八月八日、五營の兵を卒ゑ、川北に向ひ行く。遂溪、西充、南充、合州各縣を平げて重慶に逼る。時に黔軍既に渝城に踞し、川軍近く合州に在り、陝軍亦た燕境に在り。熊克武、時既に非にして、勢亦た支へざるを知り、八月十一日夜、城を開いて遁れ去る。王陵基進んで重慶に入り、虐殺槍掠

等の事あり、諸軍の物議を醸したるも、旋て王陵基節制に伏して事終る。

各地の獨立

之より先、七月中旬、黃興南京に入りて事を圖りしも、一蹶忽ち上海に逃る。陳其美上海に於て兵を起せしも、一蹶忽ち青島に遁る。許崇智なるもの福建に於て策を畫せしも、都督孫道仁の爲に先せられ、果さずして逃ぐ。次で何海鳴、戴天仇等の少壯革命黨の躍起運動は、漸く南京をして獨立を宣言するに至らしめたり。然れども、馮國璋、張勳の聯合軍は、海軍大臣劉冠雄の卒ゆる艦隊と會合し、水陸より金陵の夾撃を試み、九月二日、之を陥れ、何海鳴等即ち遠く逃る。斯くて漢人の誇りとせる金陵の故都にして、第一革命當時の臨時政府所在地として光榮ある南京城は、其の曾て擊破驅逐せる張勳の鐵蹄をして再び蹂躪せしむる事となれり。

副總統となる

秋風一陣、南方各地討袁の大旗は破れ、所謂第二革命の壯舉は脆くも失敗に歸す。革命の偉人を以て任じ、民國の元勳を以て擬せられたる孫文、黃興、其の他、濟々たる名士、悉く遠颺逃散して海外に亡命流離するに至る。袁世凱は、此の機會に於て、自己の地位を牢固たらしめんと欲し、即ち

憲法制定を俟たずして正式大總統たらんと圖り、十月四日、國會をして、大總統選舉法を通過せしむ。因て六日、該法により國會は大總統選舉會を開く。參衆兩院議員の列席するもの七百〇三人なり。而して硬軟兩手段を盡して、銳意運動したる袁世凱は、五百〇七票の得票にて、辛ふじて當選する事を得たり。但し、大總統、副總統共に四分の三以上の得票を以て當選とする規定なり。此日午後十時、日本は卒先して民國を承認し、各國亦た相繼で支那共和國を承認す。翌七日、副總統選舉會を開く。參衆兩院議員の列席七百十九名にして、何等運動を試ざりし黎元洪は、六百十一票の大多數を以て當選す。而して十月十日の國慶紀念日を以て、袁世凱は北京に在りて之が就任式を行ひ、黎元洪は武昌の都督府に於て、副總統の就任を承諾したり。

黎元洪の上

既にして正式大總統を贏ち得たる袁世凱は、南京參議院時代に於て制定せる臨時約法は、絕對的主權を國會に有して、政務執行上不便尠からずとなし、正式憲法の制定を急ぎたり。乃ち政府をして憲法研究會を組織せしめ、國會に於ける憲法起草委員會を壓迫し、自己に有利なる憲法の

制定を圖る。兩院議員憤然蹶起、鼓を鳴して、政府の壓迫を攻撃し、反對したり。袁世凱は、第二革命を打破したる勢を以て、詞を黨禍に藉りて、十一月四日大總統令を下して、國民黨の解散を命じ、參衆兩院に在る同黨議員三百九十余名の議員資格を剝奪したり。是に於てか、國會は憲法開議の法定人數を缺きて、憲法の制定遂に中止さるゝに至れり。此の機、此の勢に乗じて、其の羽翼を南方に張り、其の勢力を南方に延べんと志したる袁世凱は、黎元洪の勢望と、湖北の要區とを己に收めんと欲し、特に段祺瑞を武昌に派して、切に黎元洪の北上を勸説せしめ、且つ十二月八日、重ねて大總統より副總統北上の電命を傳へたり。黎元洪は、至誠惟だ國家の統一を念とするもの、地方の事一時幸に平靜を得たり。今ま若し段祺瑞の勸説に従はずして北上の電命を拒否す、時の勢と人の力は、横まに發して、再び南北の決裂を激成するやも慮られず。自己の事を以て、稍も國家國民を累するを欲せず。慨然として一身を棄て、郷土を棄て、部下に別れ、故老を辭し、即日北上に決す。然かも事洩れて人の挽留し、兵の譁變せん事を慮り、敢て發表せず。密に參謀長金永炎に飭して、湖北都督府一切の事宜を處理せしむる事とし、又た密電を大總統に致して、湖北都

督代理を段祺瑞に兼署するの命を發せしめ。部下の跟随せんとするを叱して、急遽行装を治め、九日夜孤影飄然北上し、十一日朝、北京に抵り、直ちに大總統に謁す。袁世凱之を留めて瀛臺に居らしむ。瀛臺は舊宮城内、南海中央の孤島にして、戊戌の政變當時、西太后再び垂簾の政を覽るに及び、光緒帝を幽囚したる故宮なり。黎元洪、乃ち書を作り、一は鄂(湖北)中の各機關官公吏宛、一は鄂中の父老に宛、一は武漢の紳商に宛て之を電致す。各書其の文は異なるも、言々句句均しく至誠流露し、情詞懇摯を極めたり。

第十二章 帝制準備時代

國會の停止

袁世凱は國民黨員の議員資格を褫奪して、國會の憲法制定を中止せしめ、又た黎元洪に北上を命じて湖北を中心とする南方の地盤を収縮し得たり。乃ち自己の黨與を以て二年十二月廿九日、政治會議なるものを組織して、中央政務最高諮詢機關とす。而して同會議が、三年一月約法増修案及び約法附屬の重要法案を議決すべき約法會議組織條件を議了するや、一月十日袁世凱は國會に對して無期停會を命じたり。是に於てか、既に氣息垂々たりし民國議會は一時全く滅亡の否運に遭遇したり。

新約法の發布

三年一月二十六日、袁世凱は約法會議組織條例を公布し、三月十八日、其の開院式を舉行す。而して民國元年南京臨時參議院に於て議定し、爾來公布施行し來れる臨時約法に修改を行はしめ、五月一日之を公布す。所謂新約法是れなり。其の重大なる修改條項は略ぼ左の如し。

- 一、舊約法の『中華民國は參議院、臨時大總統、國務員、法院を以て、其の統治權を行使す』とあるを。新約法は『大總統は國の元首にして統治權を總攬す』と改む。
- 二、舊『中華民國の立法權は參議院を以て之を行ふ』とあるを。新『立法は人民選舉の議員を以て立法院を組織し之を行ふ』と改む。
- 三、舊『參議院は自ら召集、開會、閉會を行ふことを得』とあるを。新『大總統は立法院を召集し、開會、停會、閉會を宣告す』と改む。
- 四、舊『臨時大總統は全國海陸軍を統帥す』とあるを。新『大總統は陸海軍大元帥と爲し、全國陸海軍を統率し、大總統は陸海軍の編制及び兵額を定む』と改む。
- 五、舊『臨時大總統は官制と官俸を制定し、又は文武職員を任免する事を得、但し參議院の議決又は同意を要す』とあるを。新『大總統は官制官規を制定し、又は文武職員を任免することを得』と改め、參議院の決議又は同意を要すとの項を全く削除したり。
- 六、四『臨時大總統は參議院の同意を経て、宣戰講和及び條約を締結するを得』とあるを。新『大總統は開戰、講和を宣告す』と改め、又た『條約を締結し、但し領土變更或は

人民負擔增加の條款は立法府の同意を經べし」と改む。

七、舊「國務總理及び各部總長は均しく國務員と稱し、國務員は臨時大總統を補佐して其の責任を負ふ」とあるを。新「行政は大總統を以て首長と爲し、國務卿一人を置きて之を贊助す、行政事務は外交、内務、財政、陸軍、海軍、司法、教育、農商、交通の各部を置き之を分掌す」と改む。

八、舊「國務員が參議院の彈劾を受けたる後、臨時大總統は應に其の職を解くべし」とあるを。新「國務卿各部總長が違法行爲ありし時は、肅政廳の糾彈及び平政院の審理を受く」と改む。

九、舊約法に無き一條項、即ち「大總統は國民の全體に帶して責任を負ふ」との條項を新約法に増加し、暗に國會のみに對して責任を負ふものにあらすとの意を洩したり。

此の修改によりて、民國の約法は頗る其の民主的氣分を失ひ、而して所謂總統內閣制の實現となり、中華民國即ち支那共和國の名の下に於て大總統專制の端は開かるゝことゝなれり。

參政院 の開院

新約法公布後、約法會議は參政院の組織法を議決し、嗣で六月二十日其の開院式を舉行す。斯して參政院は大總統の諮詢機關として新約法に規定せる立法の事を代行する事となれり。但自己の黨羽を以て、斯の如き國家重要機關を組織したる袁世凱は、黎元洪の德望を借りて、國民の眼を蔽ふ要あり。乃ち黎元洪を參政院議長に命ず、黎固辭するも及ばず、院務の多くを副議長汪大燮に託し、後ち全く之に預らざるなり。

大總統選 舉法修改

八月十八日、參政院通常會議に於て袁の旨を奉じたる參政梁士詒は、大總統選舉法修改建議案を提出したり。民國二年十月四日正式國會に於て議定し、五日公布したる大總統選舉法に根本的大修改を試みたり。即ち大總統の任期五年なりしを十年とし。再選の場合は一回到限り連任するを得とありしを單に留任する事を得と改め。參衆兩院議員組織の選舉會に於て大總統の選舉を爲すの定を、參政院參政及び立法院議員各五十名を以て組織せる選舉會に於て爲すと改め。又大總統は次期大總統候補者三人を推薦して、嘉禾金簡に親書し、國璽を鈐し、蓋して金匱に密藏す。選舉會は推薦を受けたる

三人と、現任大總統以外の者に投票するを得ず等の條項を追加す。全く舊大總統選舉法を破壊し去る如き此の修改案は、十二月二十四日、參政院の議決によりて公布されたり。以て大總統としての袁世凱の位置は、益々鞏固を加へたり。

君主的 大總統

大總統選舉法修改と前後して、一切の政務を自由に左右し得べき諸官制を發布し、侍從親見等尊大にして繁縟なる儀禮をも設くるに至り。而して三年十二月二十日、大總統袁世凱は告命を發して、祭天の禮が毫も民主的精神と背反する無きを宣言し。越へて二十三日、冬至の晨、盛大なる儀仗を整へ、數萬の軍警を派して沿途を警備せしめ、自動車に駕して段祺瑞汪大燮以下の陪祀官多數を扈從し、自ら天壇に赴き、祭天の禮を舉行したる如き。王者に擬したる儀禮にして、約法を改修して、所謂大總統專制の端を啓きたる袁世凱は、今や所謂君主的大總統となれり。

既にして、國民黨解散以來、民國の政黨界は忽ち衰退して、亦た當日の隆盛を見ず。湯化龍、王家襄、梁啓超、王揖唐等の進歩黨。袁乃寬、孫毓筠、景耀月等の政友會。梁士詒、葉恭綽、李慶芳等の公民黨。張伯烈、章炳麟等の共和黨の四黨は、尙ほ公然其名を

殘存するも、公民、政友の二黨は直參黨にして、反對派の共和黨は勢力謂ふに足らざるなり。乃ち袁世凱は進歩黨一部の領袖を籠蓋するに努め、而して黨弊を舉示して政黨無用を倡導し、官界廓清を名として、文武官吏の政社關係を嚴禁し、事實上各種政黨の撲滅策を講じたり。同時に對革命黨策としては、中央に亂黨取締處を設け、内ち軍民長官に飭して地方革命黨員を彈壓せしめ、外か密使金邦平を日本に派して、張堯卿、李統球、劉藝舟等百餘名を買收懐柔したり。而して四年二月二日、日支交渉談判開始さるゝや、排日救國の民論を煽つて、自家の統一に資し。六月末、國賊懲罰條件を發布して、革命黨壓迫の大鐵斧を下し。而して一面、其の補翼の功業によりて、軍界に於ける勢力漸く擴大し來れる安徽派の勢力を殺ぐべく、段祺瑞を桂冠せしめて之に大鐵槌を加へ、延ひて同じく財界に勢力を扶殖し來れる梁士詒、葉恭綽等の廣東派をして震駭恐懼せしめたり。

帝制 の出現

君主的大總統を圍繞せる群小は、早くも國體變更の議を私語して、其の勢力に迎合せんとするものあるに至る。次で袁世凱と馮國璋との間に八百長式帝制問答は交換され、世間に流布されたり。會ま憲

法顧問米人グードナウ博士は、四年八月九日、北京に在る亞細亞日報紙上に於て、立憲君主論を發表し、支那に於ては民主制よりも君主制が適當なりとの斷案を下したり。是に於てか、從來帝政復古論者なりし參政院參政楊度は、時既に來れりと爲し、孫毓筠、嚴復、劉師培、李燮和等と商りて、八月十五日、籌安會を發起し、宣言書を發布して、帝政を主張し、盛んに國體の變更運動を開始するに至れり。

帝政の 勸進

之より先、七月一日、袁世凱は參政院に命じて、民國憲法起草委員の推舉を求め、同月三日、參政院は起草委員十名を選舉したり。而して九月一日を以て參政院は代行立法會議を開く事となり。又た國民會議々員選舉期日及び準備期限令を公布したり。然るに一面に於ては、段芝貴、龍濟光、王占元、陸建章、趙倜、閻錫山、唐繼堯、朱瑞、湯壽銘、李純、倪嗣冲、靳雲鵬、陳宦、孟恩遠、李慶瀾、張勳、張作霖等の各都督鎮守使等は前後相繼いで、大總統宛、國體變更の請願電報を致し來るあり。一面に於ては所謂民意僞造の迎合電報は陸續として代行立法院に到來して國體の變更を逼るあり。參政院は九月中旬第一次、第二次に分けて國體變更請願書三十三通を政府に送致す。而して同月二十四日、全國請願聯合會

なるものは北京に於て開催せられ、國民會議を俟たずして、別に機關を設けて、國體變更に對する民意を徵求すべしとの第三次請願書は代行立法院に致されたり。

是に於てか、九月二十八日、代行立法院は梁士詒の動議によりて日程を變更して、前記第三請願書を討議し、梁士詒等九人起草委員として、國民代表大會組織法を起草することとなり、十月六日之を議定し、十月八日大總統令として發布さる。

斯くて國民代表大會は、政府が硬軟兩方面の運動によりて、十二月十日の中央選舉會を、其の最終として、各地の選舉、全く終りを告げ、全國各縣各一人宛、蒙古三十三人、西藏十二人、八旗二十四人、回教徒四人、中央選舉會百十人、合計一千九百九十二名の所謂全國國民代表は選出せられたり。而して國體變更に對する國民の要請頗る急なるものありと稱し、選舉せられたる國民代表をして、各々當該各省に於て、國體變更に關する投票を爲さしめ、之を北京に集めて、十二月十一日、代行立法院は、之が開票を行ひたるに、國民代表全體一致して君主立憲に賛成し、並に袁世凱を推戴して皇帝と爲すとあり。即ち代行立法院は直ちに國體投票表、及び國民代表大會總代表推戴書、各省區國民代表推戴書、各界推戴文電等を彙集して大總統に致し、民

意を容れて、速に帝位に即くべきを請ふ。袁世凱は同日申令を以て之を辭讓す。代行立法院は更に勸進表を奉る。袁世凱は十二月十二日の申令を以て「遂に全國人民の責備愈々嚴にして、期望愈々切なるが故に、自ら解くべき無し」と稱し、皇帝推戴を受けたり。次で十四日、申令を發して參政院に帝國憲法起草員の選定を命じ。十六日、又た申令を發して民國五年内に立法院を召集すべきを命じたり。

帝政と
黎の態度

國體變更問題發生するや、黎元洪は冷淡なる態度を持し、帝政の準備に關して未だ一回も參議せず、日に唯だ快として樂まず、參謀總長の職を辭して、北京城内東廠胡同の私邸を購ふて杜門閉居したり。參政院長の職をも屢々固辭したるも許されず、院務の一切を擧げて副院長汪大燮に委し、自ら全く之を顧みざる也。既にして國體變更問題に關し、列國の干預するに及ぶや、大局を思ふの餘り、從來の如く緘黙に安んずる能はず、即ち十一月九日午前、黎元洪自ら總督府に抵りて、袁世凱に謁し、時局に關し、誠を披きて意見を縷陳し、且つ公を執りて國家の安泰を維持せん事を力請し、否ざれば亡國の大慘禍に遭ふべしと告げ、爲に袁世凱亦た一時大に心動きたりと云ふ。然り黎元洪は歸來日に形

勢の佳ならざるを聽くや、懊惱以て病を致し、故山に歸臥して靜養せん事を思ふも、許されざりし。

斯くて黎元洪は代行立法院が全國々民代表の投票を開きて、國體變更を議決し、中華民國を改めて中華帝國とし、現大總統袁世凱を皇帝に推戴せりと聞くに及び、天下の事既に終れりと爲し、十二月十日夜、急遽駕を命じて總統府に抵り、袁世凱に謁して親しく辭職の理由を開陳し、改めて辭職書を呈出せり。又た參政院に咨して副總統の職を辭したり。同時に副總統執務處の撤退を大總統に呈報し、其の副總統薪水毎月一萬圓及び交際費二萬圓を裁撤し、既に財政部に向ひて十一月分より截止すべき事を聲明したり。

武義親王

十五日、袁世凱は策令を發して、黎元洪を武義親王に封ず。曰く「華夏の光復は武昌より肇始す。締造の基を追溯すれば、實に山林の啓に賴る、所有辛亥の首事は功を立つる人員の勳業偉大にして、今に及び彌々彰る。凡そ夙昔酬庸の典、允に宜しく隆を加ふべし。上將黎元洪は上游に建節し、東南に號召し、中央を拱護し、堅苦卓絶、力めて大局を保ち、百折し

て回らず。癸丑贛寧の亂師を督して防剿し厥の功尤も偉なり。約法第二十七條に照し、特に榮施を沛ぎ、以て勳烈を昭にす。黎元洪を武義親王に冊封し、璽を帯びて河山と同じく休戚し、名を嘉し、典を茂らしむ。王夫れ敬みて承けよ。

黎元洪は此の策令を受くるや、文書を袁世凱に致して固辭す。翌朝數百名の文武官員、其の門に抵りて祝賀するや、我は親王に非すと謂ひて其の禮を拒否す。十九日、袁世凱は再び申令を發す。曰く、

政事堂申令を奉ず。前に武義親王黎元洪盛德昭彰なるを以て勳を策し爵に封じ、名實を符す。衆論翕然たり。乃ち王猶ほ謙抑を懷ひ懇切に封を辭す。既に冲襟を見て、益々往績を思ふ。王や辛癸多事の秋に當り、鄂疆に坐鎮し、功全局に在り。凡そ建議する所、悉く眞誠國を謀るの忠に出で、苦心比無く、功懋賞に膺る。豈に惟に予一人の私のみならんや。王夫れ祇だ前命を承け、固辭する勿れ。榮封の命重ねて下るも、黎元洪敢て顧みず。人の來りて王を以て敬するものあれば、則ち曰く、予や武義親王にあらず、湖北の黎黃陂なりと。溫顔陽に色を顯さるも、烈志陰に回天の義を思ふものありたり。

第十三章 第三革命

列國の勸告

支那に於て、袁世凱を中心とせる國體變更問題着々進行するや、爲に國內の禍亂を激成せん事を慮り、善隣友邦たる日本政府は英露兩國政府の賛同を求め、其の結果、十月二十八日北京駐紮日英露三國公使袂を聯ねて支那外交部に赴き、國體變更の延期を勸告したり。十一月二日外交次長曹汝霖は、三國公使を訪ふて答覆す。其の略に曰く、「支那が急速に國體の變更を決定すべき事は、一に國民の要求にして、各地方官亦た其の治安の責を擔任せり」と。暗に列國の勸告を拒絶せるが如き口吻なりし。而して佛國は十一月三日、日英露三國政府と同様の勸告を支那政府に致したり。然れども支那政府は依然として銳意國體變更の準備を急ぎ、却つて速成之れ努むるの狀あり。是に於てか北京駐紮の日本公使代理は、十一月四日、更に第二回の勸告を與へたるが、支那政府は之に對して、唯だ年内には帝制を實行せずとの意を致したるのみ。嗣で十一月十

二日伊國亦た日英露佛に伍して同様の勸告を支那政府に致したり。

上海の凶變

十一月十日、日本天皇陛下御即位大典當日、上海日本總領事館に於て祝賀會は開かる。上海鎮守使鄭汝成亦た其光榮に浴すべく赴く途上、アストルハウス前の街路に於て、革命黨員王小峰の拳銃に射殺せられたり。鄭汝成は袁世凱に忠實なる一部下にして、常に革命黨員壓迫を以て任じたるもの也。次で十二月五日後二時、約二十名の革命黨員は、外國居留地より一艘の小蒸汽船に乗じ、浦江を溯りて江南機器局の對岸に碇泊せる巡洋艦紹和に轉乘して占領し、更に、後六時より巡洋艦海折砲艦通濟及び機器局に向つて發砲す。機器局守備兵は重輕砲を放ち水陸より邀撃して之を沈黙せしむ。又た其の夜十時約三百名の革命黨の一隊は、上海支那街西門の警察署を襲ひたるも、之れ亦た撃退されたり。斯くて上海は平穩に歸したるも、凶變既に端を發す、識者早くも全國の禍亂勃發を思ふに至れり。

雲貴の獨立

之より先、湖南人にして、第一革命當時、雲南都督たりし蔡鍔は、經界局督辦、並びに參政院參政の職を辭し、病を養ふと稱して、十一月二十六日發、日本に抵り、次で雲南に還る。而して第二革命當時、討袁軍一面の敗將、李烈鈞、熊克武、亦た先に雲南に赴く。蔡鍔と共に雲南將軍唐繼堯、巡按使任可澄と會同し、帝政反對の義を起さんと圖る。議既に決す。十二月二十四日、袁世凱に宛て帝政取消と、帝政首唱者の嚴罰を要求せる最後通牒を發す。次で二十六日、唐繼堯、蔡鍔の名を以て、正式に雲南の獨立を宣言し、將軍唐繼堯は都督と改稱したり。袁世凱は二十九日、唐等の官職を褫奪するの申令を發し、湖南、四川方面の防備を嚴にす。十二月三十日、雲南と境を接せる貴州の護軍使劉顯世は、巡按使龍建章と共に、各省に通電して、一は則ち唐繼堯、任可澄の情を酌むべきを説き、一は則ち各省を聯絡して、更に國民議會を召集し、國體問題を改めて議決すべきを説き、以て帝政反對の意を洩したるが、五年一月二十七日、貴州も亦た正式に獨立を宣布し、劉顯世は都督と稱し、戴戡は民政長となりたり。

蓋し此次蔡鍔等の事を擧ぐるや、第二革命の失敗に顧み、北京政府が討伐に困難なる西南僻隅の嶮を選び、勃發し、乃ち雲南貴州を基點として、次第に四川、廣東、廣西を連ね、徐ろに四方の變を窺ひ、長江一帯に殺到して中原を定めんとするに在り。

而して雲南軍は一月中旬、早くも四川省に殺到し、永寧の第二師團長劉存厚、部下を率ゐて之に響應す。又た貴州軍は二月三日、既に馳せて湖南省晃縣に前進し來る。斯くて共和軍の聲勢日に振ひたり。

袁世凱は事の漸く重大なるを知り、四川都督陳宦、湖南都督湯薌銘に飭して、之が防備を嚴重ならしむると共に、曹錕、張繼、堯等に令し、大軍を督率して、急ぎ之が討伐を嚴命したり。

帝	制
延	期

袁世凱は其の初に於て、外か友邦の勸告を顧みず、内ち凶變の頻發をも慮らず。寧ろ帝政反對の氣勢、全國に彌蔓せざる時機に於て急遽帝制の實施を敢行せんと焦灼し、十二月三十一日の申令を以て、民國一月一日より、元を改めて洪憲としたり。又た新に設けられたる大典籌備處は、其の命を承けて、二月六日天地回春の象に取り、若くは二月九日天龍肇基の象に取り、兩日中の何れかを選びて、洪憲皇帝登極の期日を選定する事としたり。

之より先、十二月十五日、日置公使は英、露、佛、伊の四國公使と會同して、外交總長陸徵祥を訪ひ、支那政府の聲言を信じて暫らく時局の推移を注視すべしと陳述し、爾

來監視の態度を以て臨みたり。袁世凱及び之を圍繞せる策士は、此際何とかして強隣日本よりの帝制承認を得んと志し、百方苦心の餘り、陽に日本天皇陛下御即位奉賀及び勳章捧呈の爲の特使として、農商總長周自齊を日本に派遣せんと爲したり。然も日本政府は當時支那專使の派來を以て時機にあらずとし、一月十六日を以て、日置公使は宮中の御都合により、特使の派遣を辭退する旨、支那政府に通告したり。既にして雲貴の軍事日に急を告げ、其の他南方各省の形勢亦穩からざるものあり。加ふるに日本及び其の與國たる英、露、佛、伊の四國は更に會同して、支那の國體變更に對する第三次勸告の擧ある旨を探知したる袁世凱は、己む無く、登極延期を決心に至れり。一月二十六日、支那政府當局をして、各國公使に宛、詞を亂事平定の緊急なると、大典準備事務の繁重なるに藉りて、皇帝登極の日、自から延期せざるべからざる旨、通牒せしめたり。

而して袁世凱は、熊希齡が蔡鍔同郷の先輩として、師弟の緣故あるより、熊希齡を湖南より呼び、旨を授けて、蔡鍔と文通せしめ、其の獨立を取消さしめんと計り、また後に熊希齡を宣撫使に任じ、公然懷柔を爲さしめんと試みたるも、遂に何等の效果

を齎らす事なかりし。袁世凱は一面即ち曹錕張繼堯等の雲貴討伐軍に飭して速に剿討の効を擧ぐべきを督勵し、一面又た南方の民情を視察せしめたるモリソン及び阮忠樞等の建言を容れて、二月廿三日登極延期の申令を發布し、全國一般人心の收攬と雲貴懷柔の資に供したり。次で二十八日、國民會議々員復選當選者を以て立法院の復選當選議員とし、五月一日を以て是等立法院議員を召集すべしとの申令を發したり。三月二日、始めて國務會議を開會し、三月四日に至り、例の愛國心鼓吹の申令を發したり。

帝制取消

廣西將軍陸榮廷は廣西省武恩府の人、嘗て岑春煊が兩廣總督たりし時、之を千總に擢用して土匪討伐を爲さしめ、頗る功あり。爾來累進して前清末には廣西提督となり、第一革命後、廣西都督に推舉せられたり。此次第三革命の起るや、海外に於ける岑春煊の活動と關連して、其の向背は注目せられ、疑問とせられたるもの也。三月七日、袁世凱は陸榮廷を貴州宣撫使に命じ、軍資五十萬、銃器五千挺を與ふ。然るに陸榮廷は梁啓超等の勸誘を容れ、軍資軍器を得るや、袁の命に背き、却つて雲貴獨立軍に呼應し、起つて廣西の獨立を宣言

するに至れり。陸の蹶起は、袁世凱をして震駭せしむるものあり、且つ廣東四川の形勢亦た日に盛みて、帝政の運命全く逆轉せんとするの狀あり。袁世凱は乃ち黎元洪、徐世昌、段祺瑞等の聲望を借りて、帝政の取消。眞に民意を代表する立法院の召集。嚴に責任を負擔する内閣の組織の三大條件を宣布して、時局を解決せんとするに至れり。而して三月二十一日、申令を發して、帝制の取消を宣布し、二十三日の告令を以て洪憲の年號を廢したり。

責任内閣組織

袁世凱は三月二十一日、特に徐世昌を任じて國務卿に命ずとの策令を發し。帝制に反對して西山に隱退せる段祺瑞に請ひ、再び出で、參謀總長の職に歸らしめ。次で四月一日、正式の立法院召集に關する申令を發したり。旋で四月二十一日、責任内閣組織の申令を發し、段祺瑞を國務卿として陸軍總長を兼任せしめ、外交に陸徵祥、内務に王揖唐、財政に孫寶琦、海軍に劉冠雄、司法に章宗祥、教育に張國淦、農商に金邦平、交通に曹汝霖を總長たらしめ、王士珍を參謀總長に、莊蘊寬を審計院長に任じ、所謂責任内閣を組織せしめたり。其の申令の末に曰く「責任内閣の先聲を樹て、政治改良の初歩と爲す。尙ほ夫れ群策

群力、共に時艱を濟へ」と。是れ曾て前清末路に於て、清廷が上諭を袁世凱に下し、心を盡して籌畫し、以て大局を保全し、朝野の望に副へよ」と云ひて内閣を組織せしめたるに較べ、前後の形勢、人物の關係、何ぞ相似るの甚だしきや。

斯くて新に組織されたる段内閣は、國務會議に於て(一)公府統率辦事處の所管たりし陸海軍は爾後内閣によりて管轄す(二)民意代表の國會を組織し、民國元年に公布せる組織法により、三ヶ月以内之を成立せしめ、國會を以て内閣の監督機關となし、責任内閣の實を擧ぐる事(三)南北各省將軍巡按使によりて議和問題を協商し、時局に對しては總て平和解決の手段を用ゆべしとの三大政策を議定したり。第一革命に於ける袁内閣の取らんとせし政策に相似る甚だし。而して又た南方獨立各省に對して休戰を訂約し、以て和議を講ずるの手段に出づ、袁内閣が清廷末路に取りし措置と相似る亦た甚だしと謂ふべし。

廣東獨立

廣西既に獨立す。其の隣省たる廣東に於ては、潮梅欽、廉相等相次で政府との關係を絶ち、高州また踵を接して事を擧げ、各地均しく蹶起の勢あり。是に於てか、袁世凱が有ゆる好餌を以て懷柔之れ努め、爲

に久しく態度を決するに至らざりし廣東將軍龍濟光、亦四圍の情に逼られ、姻戚にして廣西都督たる陸榮廷の勸誘により、遂に四月七日を以て廣東の獨立を宣言したり。而して岑春煊は十九日を以て肇慶に抵り、兩廣護國軍都司令部を設く、肇羅陽鎮守使李耀漢、潮梅總司令莫肇宇、廣州安邊都護使陸世儲、欽廉道尹馮相榮及び車駕龍、楊學紳、魏邦平の各地司令、李華秋、長翟汪等の各旅長等は岑春煊を都司令に推戴し、都參謀に梁啓超、副都參謀に李根源を推舉し、兩廣の統一を計りたり。而して袁の旨を含んで廣東の獨立を妨げつゝありし前上海道臺蔡乃煌は、二十四日廣東省城に於て遂に死刑に處せらる。

黎元洪推戴

四月十九日、雲貴兩廣の獨立四省は、唐繼堯、劉顯世、陸榮廷、龍濟光、梁啓超、蔡鏗、李烈鈞、陳炳焜、任可澄、戴戡の連名を以て各省將軍巡按使、巡閱使及び各鎮守使、各都統、各師旅長、各商會、各新聞社等に宛て、「袁世凱が帝政樹立、皇帝登極の計畫を以て、約法上の所謂謀叛罪を以て論じ。即ち帝制を撤消するも、已成の罪は固より在るなり。然り前大總統は謀叛の大罪を犯したるに因り、民國四年十二月十三日、令を下して帝を稱せしより以後、中華民國大總統の資

格は當然消滅す』との宣言書を電致したり。同時に又た黎元洪をば中華民國大總統並に海陸軍大元帥に推戴するの宣言書を電致す。其の略に曰く、
査するに民國二年九月國會に於て議定公布したる大總統選舉法によれば、大總統缺位の時は、副總統繼任し、本任大總統満つるの日に於て止むとあり。前大總統は既に罪を犯して缺位す、遺す所の任期は當に副總統に於て繼任するを可とす。本軍政府は、現任副總統黎元洪を承けて中華民國大總統と爲し、海陸軍大元帥に領す。其の遞遺せる副總統の一職は將來國會新に召集せらるゝ時を俟つて更に法によりて選舉すべし。

同時に又た北京各國公使、各商港各總領事、領事、安南總督、香港總督、澳門總督、大連關東都督に對し、袁世凱の大總統資格消滅と、黎元洪の繼任推戴せる旨を通告したり。而して北京各國公使宛、各國領事に託して左の轉電を囑し、黎元洪一身の保障を請ひたり。其の略に曰く

念ふに黎大總統は今方に敵地に陷在して、未だ脱する能はず。而して本軍政府が北京を戡定するは尙ほ時日を要す。本軍政府は別に黎大總統が袁逆の暴力範圍を脱離する時を俟ち、其の行動言論は乃ち有效なりとすと宣言す。同時に袁逆が倒行逆施して陰に害を我元首に加ふるを保ち難し。伏して維れ、貴公使は素と正義を重んじ、篤く邦交を念ふもの、敢て專電に託して留意を爲されん事を懇願す。袁逆及び其の黨徒が、我黎大總統に對する行動を監視し、方法を設けて保障し、黎大總統の生命及び其の自由を扶助さるゝを得ば、我軍民の義忱感謝する所なり。

同日また清朝復辟に關して、各省將軍、巡按使、巡閱使各都統各新聞社宛。『此次義師の袁を討つは、國體を變更せるにより起る。國體の變更を許さざるは國民一致の決心にして既に袁逆を許さず、豈に他人を許すの理あらんや。若し再び復辟の説を爲す者あれば、繼堯等は即ち視て、約法を蔑棄し、民國を推翻するの公敵と爲す。罪狀は袁賊と同じく、之を討つは討袁と等し。血を流して得たる共和をして、決して一二敗類の破壊する所と爲らしめず』と電致したり。

軍務院の組織

既にして廣西廣東の結束成り、岑春煊を推して兩廣の都司令と爲せし護國軍は、進んで此次起義の雲南、貴州との聯絡を計り、茲に獨立四

省を結合したる一政府を組織する事に決し、五月八日、唐繼堯、劉顯世、陸榮廷、龍濟光の四省都督連名を以て軍務院を組織したり。軍務院は大總統に直隸し、全國の軍務を總攬籌畫し、並に戰時及び其の善後一切の政務を執行するものとす。大總統自ら軍務院所在地に臨む能はざる時は、一切の軍政民政並に對内對外の事項は軍務の名儀を以て行ふ事とす。軍務院には撫軍を置き、其の議決或は同意を以て、其の職權を行ふ事とす。軍務院に政務委員會を設け、外交、財政、軍政、法政等の政務を分掌せしむる事とす。其の他軍務院の組織並に職制の大綱を議定發表し、撫軍長を唐繼堯に、攝行撫軍長兼撫軍副長を岑春煊に、撫軍兼政務委員長を梁啓超とす。撫軍は陸榮廷、劉顯世、龍濟光、蔡鍔、李烈鈞、陳炳焜等なり。

各省の
蹶起

杭州第十二旅長童保暄を中心として、四月十一日、浙江の獨立は宣言されたり。將軍朱瑞は上海に逃れ、巡按使屈映光を推して都督とせしめ、屈の態度曖昧なるを以て、五月五日、改めて嘉湖鎮守使呂公望を都督となしたり。又た吳大周は山東周村に、居正は山東濰縣に、五月中旬護國軍の旗を樹つ。陝西省陝西鎮守使陳樹藩亦た五月中旬陝西の獨立を宣言し、山西亦た

動搖す。五月十八日夕、上海佛國居留地薩坡賽路十四號に於て、前上海都督にして革命黨孫文派の領袖陳其美暗殺さる。然り此第三次革命に於ける舊同盟會所謂孫黃派は、頗る秘密に活動せる割合には、其の力振はずして、陳其美の死、又は王統が海軍に於ける失敗の如き、大局大勢を動かすに足らず。既にして形勢の推移を觀望しつゝ、ありし四川將軍陳宦亦た五月二十二日四川の獨立を宣言したり。湖南將軍湯薌銘は豫め護國軍と交渉して、同省内に進軍せしめざる事を約せしめ、一面政府軍を省内より撤退せしめて、省内治安の保持を確めたる後、五月二十八日湖南の獨立を宣布したり。

南京
會議

之より先、五月一日、江蘇將軍馮國璋は、兩廣雲貴の獨立四省及び浙江、黑龍江、新疆の三省を除く十五省將軍並に巡按使等に向け通電を發し、(一)大總統の資格、(二)國會の組織及び選舉法、(三)臨時約法改正、(四)政費節減、(五)外資輸入、(六)豫算整理、(七)舊有軍隊の調回、(八)新設軍隊の解散、(九)官吏の資格を改めず、(十)獨立四省將軍巡按使を革めず、(十一)帝政首倡者は國會成立後再判決、(十二)黨人の審査は國會の判決による、との八個條の意見を具陳したり。湖南將軍湯薌銘は、馮國璋が

大總統の資格に關し、袁世凱は清室の附託により大權を云々と論じたるを反駁し、中華民國の正式國會の選舉に根據するものなれば、袁世凱は宜しく國民に對して大總統の退職を宣言し、副總統をして繼任せしむるを光明正大なりとする旨、返電を發して馮國璋に致したり。次で馮國璋は張勳、倪嗣冲と會同して所謂南京會議を發起し、五月十七日開議したるも、各省代表は豫定の如く集らず。北京政府は馮國璋が該會議を利用して、中部支那一帶に其の勢威を張らんとするの野心ありとの猜疑を以て、却つて暗に妨碍を試み。又た上海に在る所謂南方文治派中の有力者唐紹儀、伍廷芳等亦た宣言書を發布して之が反對運動を開始せるあり。故に一時紛亂せる時局收拾の中堅として囑目されし南京會議は、獨り安徽都督倪嗣冲が袁世凱擁護の大氣焰を吐きしのみにて、其の決議の如き、時局解決上何等の結果をも齎らす事なくして終れり。

紙幣兌換禁止

五月十二日、段祺瑞は國務院令を發して、突如として中國銀行及交通銀行發行紙幣の兌換を停止し、預入其の他一切の現金引出を禁止したり。此の院令は支那全國の金融界に大なる動搖を與へ、更らぬも

危惧の念に滿ちし全國上下の民心をして、大動搖大恐慌を來たさしめ、蜚語謠言紛々擾々として、停止する所なきに至らしめたり。

袁政府の防務

時局益々紛淆し、形勢日に險惡なり。袁世凱は十五日、總理段祺瑞、參謀總長王士珍及び王揖唐、孫寶琦等の各部長、張錫鑾、蔣作賓、丁槐、胡景翼等の各將軍、張士銓、李進才、馬龍標等の各中將を總統府内統一齊に召集して特別軍事會議を開きて、長江下流一帶の江蘇、江西、安徽、湖北の四省は現在防務緊急にして、直隸、山東兩省の軍務亦た重要なるを以つて、軍事大員を特任して地方維持の責任を負はしむべしとの提案を爲したり。而して評議の結果、前記六省に各防務專使を設けて、當該各省に於ける一切の軍防事宜を統轄せしむるに決し。防務專使として張錫鑾を直隸に、馬龍標を山東に、蔣作賓を江蘇に、藍天蔚を江西に、倪嗣冲を安徽に、段芝貴を湖北に任命すとの内議あり。又た北京の軍務及び京畿の軍隊と合同して、北京一帯の防備を嚴重ならしめたり。

而して一面に於て袁世凱及び其の一派は、南方獨立各省との和平解決の態度を一變し、曹琨、倪嗣冲、楊善德等に秘密命令を下し、曹琨をして四川を攻め、倪嗣冲をし

て浙江を討たしめんとする策を内定し、斷然蹶起して武力解決を爲すべしとの風説は傳唱さる。然れども段祺瑞は、國家の財政上、並に人民の生計上、及び外交並に軍事上、再び戦ふを得ず、和議は近き將來に於て和議大會の開催さるゝを俟ちて和平に解決さるべしと談り。其の狀勢並に推移、益々前清末路の當時に似たるものありたり。

袁世凱
死
去

時局混亂紛糾の最中に於て、袁世凱は腎臟炎に罹りて五月末一度危篤を傳へられ、六月四日より病勢頓に激變したり。六日前三時、自ら起つ能はざるを自覺したる袁世凱は、徐世昌、段祺瑞、王士珍の三氏を枕邊に招き、「予や國民附託の重任を受けて、大權を總攬し、本より帝制の思想なく、一時の昏聩迷惑、遂に今日の惡劇を演成するに至れり。事既に此に至る、夫れ復た何をか言はんや。是れ唯だ予が畢生の遺憾なるのみ。而して此の國家多難の時に當り、民國の政務は約法に照らし、黎副總統に代行せしめ、卿等同心之を輔佐し、斷じて國家をして滅亡せしむる勿れ」と説く。言畢りて、双眼泪を垂れ、嗚咽すること多し。列席の諸人、亦た情を酌て襟を濡はしたりと。前六時、更に拱衛軍統領、歩軍統領、

警察總監等を招きて、國務卿段祺瑞の面前に於て、市面の治安維持を誓はしめ。又た段祺瑞に謂いて、大總統の印璽を取寄せ、之を奉じて黎元洪に遞贈すべきを囑したり。而して午前十時四十分溘焉として薨去す。即日發表せるれたる其の遺命に曰く

民國成立茲に五載、本大總統忝く國民付託の重に膺り、徳薄く能鮮なきを以て、心餘り力屈し、救國救民の素願に於て未だ萬一を發據する能はざるを愧づ。溯るに就任より以來晝夜勤めて擘畫を思ひ、國基未だ固からず、民困未だ展びずと雖も、應に革むべき、應に興すべき萬端は、理を待つて我官吏將士の力に頼り、各省の秩序をして、粗ぼ安寧に就くを得さしめ、列強の邦交克く輯洽を臻し、撫衷少しく慰め、懷疚仍ほ多し。方さに即時引退を期し、以て林泉に休養するを得て、吾が初志を遂げんとせり。意はずも感疾寢至し、彌留顧念するに國事至重、繼託必らず須らく人を得ざるべからず。約法第二十九條に依るに、大總統故に因り職を去り、或は事を視る能はざる時は、副總統代つて其の職權を行ふ。本大總統は約法に遵照して宣告し、副總統黎元洪代つて中華民國大總統の職權を行ふ事を以

てす。副總統恭厚仁明、必ず能く時難を宏濟し、大局を奠安し、以て本總統の闕失を補ひ、而して全國人民の望を慰むべし。有らゆる京内外文武官吏暨び軍警士民は、尤も當に共に國歩の艱難を念ひ、秩序を維持し、治安を力保し、専ら國家を以て重しと爲すべし。昔人言ふ有り、生る者能く自ら強ければ、則ち死者も死せずと爲すと。本大總統猶此の志也。

六國公使の活動

袁世凱危篤と同時に、形勢至險なりとの内報に接したる日、置日本公使は、六日午前九時急速英佛露三國公使の參集を促し、四國公使會同して、袁世凱薨去せば支那時局の潰裂を防ぐ最善の方法として、約法に準據し、黎副總統をして繼任せしむること可なりとの意見一致し、急ぎ此意を傳ふべく、英國公使の名を以て國務總理に會見を求めたるが、段祺瑞よりは、大事忽急未だ面接し得ずとの答ありたり。會々袁世凱の薨去を報ず。是に於てか、日、英、佛、露の四國公使は、聯合國の白伊二國公使を加へ、袂を聯ねて外交部に到り、曹汝霖と會し、袁世凱薨去に對する弔意を致し。次で大總統の後任は約法に據り、黎元洪其職を行ふの至當なるを信する旨を謂ふ。曹汝霖之を國務總理に傳へ、段祺瑞亦た

急遽外交部に到り、六國公使に面會し、國務總理亦た同意見にして、既に其の手續を爲せりと答へ。且つ北京の秩序維持に付ては、内閣の首班として、又た陸軍の總長として、力を竭くして危険を發生せしめざるべきを聲明したり。

革命の終熄

護國軍は國體の變更に反對して起ち、袁世凱既に帝制を延期し、次で之を取消したるも、國に叛し法を紊したる上は、大總統をも退位すべしと逼り、或は袁逆をば誅戮すべしと號呼しつゝありたるも、今袁世凱は死せり。其の計一度傳はるや、南西各省に蹶起せる護國軍は均しく戈を收め兵を息む。東北に蠢動せる扶國軍の謀士は、檄を手にしつゝ、呆然たりしならむ。然り、陝西都督陳樹藩、四川都督陳宦、湖南都督湯薌銘は即日、廣東都督龍濟光は十日、何れも其の獨立取消を宣言したり。雲南、貴州、廣西、浙江其の他亦た前後して獨立を取消し、軍務院は七月十四日、唐繼堯、岑春煊、梁啓超、劉顯世、陸榮廷、呂公望、蔡鈞、李烈鈞、戴戡、李鼎新、羅佩金、劉存厚等の連名にて撤廢を宣言し、其の撫軍及び政務委員長、外交專使、軍事代表等、均しく一齊に解除し、國家一切の政務は靜に元首、政府、國會の主持に聽くべしとの宣言書を發表したり。越へて二十五日、上海に於て李鼎新等

の海軍獨立の一幕ありしも、砲火を見るに至らずして數日内に圓滿解決したり。乃ち第三革命は、袁世凱の薨去を一段落として無事終熄するに至れり。

第十四章 再蘇せる民國

大總統
繼任

六月六日正午、國務總理段祺瑞は、前大總統袁世凱の遺命を奉じ、馳せて東廠胡同の私邸に黎元洪を訪ひ、逐一詳情を述べ。黎元洪乃ち慨然として自ら進んで時艱の匡救を允諾す。後一時、段祺瑞と共に總統府に赴き、春藕齋に臨時執務處を設け、府中の人員を引見し、極めて誠懇の詞を頒ちたり。此日遂ひに私邸に歸らず。翌七日前十時、太和殿に於て大總統繼任式を舉ぐ。黎元洪は大禮服を着し、冠を除きて禮場の中央に立ち、僅に隨從數人あるのみ、佈置頗る簡單なりしと。此日大元帥服を着すべきを勸めしものありしが、黎元洪は武裝して國人に見ゆるは宜しからずと謂ひて之を斥けたりと云ふ。國務卿敬んで大總統の印璽及び佩劍を持ち、黎元洪に面呈し、接受す。而して後、國務卿は曹汝霖、王揖唐、周自齊、章宗祥、張國淦、劉冠雄、王士珍等の各部總長を帶同し、再び殿に入りて、新大總統に謁し、三度鞠躬の禮を行ふ。新大總統亦た鞠躬の禮を以て答ふ。

嗣で國務員にあらざる其の他の各重要官員進謁して鞠躬の禮を行ひ以て儀禮を畢ゆ。黎元洪乃ち宣言して曰く、

鄙人徳薄く能鮮く、此の重任に當り難きも、前大總統の委託を受け、並に約法の規定に遵へば、義として辭するを容さず。祇だ力を勉めて擔任せんのみ。今後我が中華民國一切の善後事宜は、尤も諸公が同舟共濟の義を念ひ、各々其の職を盡し、並に鄙人の遠ばざる所を匡さんことを望む。

之に對し、段祺瑞は、國務卿として、時局の維持擔任に關する答詞を爲したり。即日新大總統の申令を公布す。其の略に曰く

- 一、元洪は本月七日大總統の任に就く、以後法律を遵守し、共和を強固にし、法治の國民を養成するを期す。官吏諸氏共に此言を體し、協心同力、及ばざる所を援けよ、
- 二、現在時局危急にして、官に重任に當る、凡百の政務多端なり。有ゆる文武官吏は、正に舊に依りて、職に備へ、共に時艱を濟ひ、聊かも遺業を損する勿れ。
- 三、民國初めて辛亥の役に因りて起るや、前大總統は共和を賛し、大局を定むべく苦心中天年を假さず、病を得て長逝す。本大總統悲痛最も深し、有ゆる喪葬の典

禮は、現に國務員より辦理員に轉飭し、中外の典章を參酌し、努めて盛大を期し、以て國家崇徳奉公の敬意に合せんと欲す。

黎元洪出で、大總統を繼任すとの報、早くも傳布さるゝや、全國鼓掌して欣忭し、隣強日本亦た厚意を以て之を權祝したり。

代行と
繼任

黎元洪の大總統繼任に就ては、袁世凱及び其の一派は、前大總統の遺令にも示すが如く、民國三年五月公布の所謂新約法第二十九條「大總統故に因りて職を去り、或は事を視る能はざる時は副總統其の職權

を代行す」とある條項に準據し。袁大總統の薨去により黎副總統をして大總統の事を代行せしめ。而して同じく民國三年十二月公布の大總統選舉法第三、四、五條に依り、例の金匱を開きて前總統が推薦せる三名の大總統候補者人名を取出し、大總統代理は大總統選舉會を召集して、右候補者中より大總統を選舉せしむることの規定を準用せんと欲し、段祺瑞等の如きも、亦た斯の如く解釋したるものゝ如し。而して黎元洪は出で、其の推戴を受くるや、毅然として「時局艱難補救の方は、一切法律を遵守するを以て主とす、元洪謹んで前大總統救國救民の意に本づき、其の職

を繼任すと宣す。怕らく袁は地下に苦笑し、袁一派は呆然たりしなるべし。蓋し黎元洪は此の突差の間に於ても、民國樹立當初の大義を忘れず、即ち民國二年十月國會に於て正式に議定し公布せる大總統選舉法第五條「大總統缺位となれる場合は、副總統之を繼任し、本任大總統の任期満了の日を以て止む」との條項に準據し、確實に繼任を宣したる所以也。而して是れ雲貴兩廣の獨立四省が、四月十九日に於て中外に宣布したる黎元洪推戴の主旨と合致し、又た彼の舊約法復活を唱導する南方の主張と一致するもの也。然り副總統たる黎元洪が前總統の遺命及び袁一派の解釋を採用せずして、大總統の代行を云はず、進んで繼任を宣言せし事は、即ち舊約法及び舊大總統選舉等の恢復を意味し、第一革命によりて樹立されたる中華民國再蘇復活の先聲たりし也。

新政の宣布

大總統を繼任せる黎元洪は、當日直ちに南方にある康有爲、梁啓超、唐照儀、湯化龍、王寵惠、孫洪伊等に向ひ、大總統繼任披露の辭に加へ、謙を執つて國政上の教を請ひ、且つ速に北上して共に國難を匡救せんことを望む旨電致したり。又た内務總長王揖唐に命じ、久しく幽閉監視されたる革

命の文豪太炎、章炳麟を釋放して優遇せしめたり。

新大總統は、繼任即日(一)責任内閣を尊重す(二)舊國會を召集し、速に憲法を制定す

(三)金融界を救済する爲め資金を求め兌換を開くべしとの三政見を發表したり。

又た兌換券回收資金中に私財六十萬圓を放ちて提供すべき旨を發議したり。而して十日、各國務員及び各要員を國務院に召集して、時局收拾に關し、左の提案に付き評議せしめ、之が實行を飭したり。

(甲) 亂事結束に關するもの

- 一、獨立各省に其の取消方を電令する事。
- 二、雙方各軍隊に前進を停止せしめ、並に各原防撤回を通令する事。
- 三、善後各事宜を南北會同商議して辦理する事。

(乙) 建設計畫に關するもの

- 一、舊約法即日施行公布の事。
- 二、舊國會の召集並に前憲法制定案提出の事。
- 三、三權分立制の實行、並に權限の劃清案。

四、地方自治規復並に省議會の準備案。

(丙) 政治刷新に關するもの

一、國務院の組織變更及び完全責任内閣制度實行案。

二、現行各法令を分別して修正し及び撤廢すること。

三、市面金融維持の件。

四、武人は政治に干渉せざること。

五、内外各官制を分別して改正すること。

同日又た陸海軍大元帥軍事統率辦事處を廢止し、以後軍務は陸軍部、海軍部、參謀本部に於て區別辦理すべき旨を公布す。次で十三日、又た總統府内の各機關を根本的に改廢して、經費の大々的節減を行ひ、秘書廳、主計處、政事會議廳、文承宣處、武承宣處、司令處、旗牌處、衛侍官處、軍務參議處、專電處、内外接待官處、顧問處に改めたり。

次で十四日、國務院に向け大總統の施政方針を致したり。其の略に曰く
一、内閣に對しては超然主義を執り、以て人才内閣の要求に添ふべし。
二、行政に對しては分權主義を執り、以て内柔外硬の弊を免るべし。

三、軍事に對しては擴張主義を執り、徵兵制度を實行し、全國皆兵を期すべし。

四、外交に對しては折中主義を執り、親善を待つに利を以てし、敢て退嬰を事とせざると共に亦た強硬を頼まざるべし。

約法問題

民國三年の新約法を廢棄して民國元年の舊約法を復活せんとするの議は、此次起義軍當初以來の熱心なる要求にして、新大總統黎元洪が特に早く宣言せし所なり。然れども舊約法は實際政務の執行上不備不便の點尠ならず、且つ前大總統派は其遺法たる新約法を固守せしめんと暗中飛躍を試み、國務總理段祺瑞も初め之に動かさるゝ所となりたり。而して南方軍務院及び上海議員團は命令を以て速に新約法の廢棄を逼り來る。段祺瑞は舊約法復活の大勢最早防ぐべからずと知るも、尙ほ其の手續上に疑義を抱きて踏躡決せず。爲めに上海議員團を代表して北上し、爾來黎元洪と段祺瑞に面商して南北の統一、時局匡救の議を爲しつゝ、ありたる湯化龍の溫厚者にして、尙且つ忿然色を爲して南旋を思ひ、延ひて總統府と内閣との間に、決裂を見んとするの風潮あり。二十三日、段祺瑞が各省長官及び唐照儀、梁啓超、岑春煊等に通電を發し、命令

を以て法律を變更するの非を鳴らして諮詢する所ありしが、唐照儀、梁啓超等長電を覆して之を駁撃す。越へて二十五日、上海に在る海軍總司令李鼎新は、第一艦隊司令林葆真、練習艦隊司令曾兆麟と會同して、殷汝驪の斡旋により、唐照儀、鈕永建、谷鍾秀と協約する所あり。即ち全艦隊を率ゐて海軍の獨立を圖り、民國元年の約法を恪遵し。國會を開會し。正式内閣の成立を俟ちて後に非ざれば北京海軍部の命令は概して承受せずとの宣言を發表す。次て二十七日、李鼎新、林葆真は南方海軍全體の將校を率ゐて中央政府に電報を送り、約法恢復、國會召集、完全責任内閣の組織を要求して其の措詞頗る嚴厲を極めたり。

是に於てか、段祺瑞は反省して舊約法恢復に賛同するに決し、先づ(一)約法恢復後各省一致して獨立を取消す事、(二)南北統一の大局決定後は各省より再び困難なる要求を提出するを得ず、(三)約法恢復の各政務は漸進主義を執ること、(四)國會の召集は北京に於てすべしとの四條件を提出して、所謂南方各派の同意を求めたり。南方に於ける激烈派は、此の四條件に對し異論百出したるも、穩健派之を慰撫調停して段祺瑞の提案を允諾する事となれり。因て二十八日、袁世凱の靈柩を河南に送

るや、其の翌二十九日を以て袁の遺法たる所謂新約法を廢棄し舊約法を復活するとの申令は發布されたり。其の略に曰く

共和國體は首として民意を重んず。民意の一なる所は、厥れ惟だ憲法にあり。憲法の成る専ら國會に待つ。我中華民國々會は三年一月十日より停止し、以後時を越ゆる兩載に及ぶも未だ召復せず。以て開國五年に至るも憲法未だ定らざる也。大本立たずしては庶政進行するに由なし。亟に國會を召集し、速に憲法を定め、以て民志に協へ、而して國本を固くすべし。憲法未だ定まらざる以前は、仍ほ中華民國元年三月十一日公布の臨時約法を遵行し、憲法成立に至つて止む。其の二年十月五日宣布の大總統選舉法は憲法の一部に係るに依り、仍ほ有効とす。

茲に臨時約法第五十三條に依り、續いて國會の召集を行ひ、定めて本年八月一日より繼續開會す。

民國三年五月一日以後の條約は、均しく繼續して有効とすべし。其の餘の法令は明令を以て廢止するもの、外は、一切舊に仍るべし。

同時に立法院、國民會議に關する各法は撤銷され、參政院及び平政院所屬の肅政廳は裁撤されたり。

帝政首唱者處罰

帝政首唱者の巨魁處分は、雲南起義以來南方側の要求にして、舊約法復活に次ぎ南北統一上重大なる關係を有する問題なりし。即ち會て袁世凱が發布せる國賊條件の取消を公布されし其の翌七月十三日、總統令を以て帝政禍首處罰令を公布したり。蓋し事を視る穩健にして人を待つに寛裕なる黎元洪は、其の處罰をして極めて少數の範圍に止めたり。其の申令に曰く

國體變更の議起りてより、全國擾攘して幾んど淪亡に陥る。其の禍を始めたる諸人は其の咎あり。楊度、孫毓筠、顧鼐、梁士詒、夏壽田、朱啓鈴、周自齊、薛大可は均しく廷に交付し、詳細に訊問し、嚴しく懲罰を行ひて後世の戒と爲す。其の餘は一概に寛免す。

楊度、孫毓筠は前參政院參政にして籌安會正副會長。顧鼐亦た參政にして國民代表の選舉籌備處々長。梁士詒は參政にして稅務督辦を兼ね交通銀行の總裁にし

て所謂十三大保の第一人として民意偽造の首魁なり。夏壽田は前の肅政使にして亦た内史處の内史として、顧鼐と共に幹旋盡力し。朱啓鈴は當時の内務總長、周自齊は農商總長として、公私陰陽各方面に於て帝制を促進せしめたるもの。薛大可は亞細亞日報社長として、グッドナウの帝制意見發表以來帝制の御用新聞社長なり。而して此の八名は既に早くも逃走し、一名も未だ逮捕さるゝに至らず。

國會の開院

舊約法恢復と共に國會亦た召集せられ、舊國會は八月一日再び北京の舊議事堂に於て開會さるゝ事となれり。又た彼の袁世凱によりて剝奪される國民黨議員の資格も悉く恢復したるは無論なり。之より先、上海に集合したる參衆兩院議員三百餘名は、舊約法の國會自から召集開院を行ふを得ざるに準據し、七月十日を期して上海に於て自から國會を開かんとし、又た景耀月等一部議員は北京召集説を立て、同志を糾合し、是れ亦た二百餘名を數へたり。然れども今や其の紛議の種子は一掃せられ、在上海兩院議員は七月二十日頃より陸續北上する事となれり。斯くて八月一日午前十時第二次國會開院式を舉行す。此日參衆兩院議員の召集に應じて列席せるもの、參議院議員百三

十名衆議院議員三百十八名なり。參議院議長王家襄議長席に就き、フロックコー
トの黎大總統及び陸軍大將服の國務總理段祺瑞、海軍大將服の程璧光並に陳錦濤、
許世英、范源濂、張國淦の各總長臨場し、陸軍中將服の國務院秘書長徐樹錚は政府委
員席に着席す。奏樂に式は始まりて王家襄開院を宣す、其の詞に曰く
於鑠國會、晦に遭ひ時に休す、誰か厲階を爲す、茲に三秋紫色の蛙聲、天地塞否す、危
基將に頽れんとし、汪流崎を砥る、皇佑神宇、廓除經營、之を譬ふる種々、昨死して今
生す、一夫の禍、聰を閉ぢ、明を鋼す、多士の責、善謀乃ち成る。國に憲章有り、我則ち
之に卒はん。國に輿論有り、我則ち之を擇ばん。程賦制用、我之を節目せん、内治
外交、我之を約束せん、各々言責を盡し、或は偏頗あるなけん。茲に綿たる國會、斯
の年億萬なり。

黎元洪乃ち壇に登つて頌詞を致す、曰く

天我華をを佑け、政局肇めて新なり、經緯萬端宜しく衆意を叩くべし。議會の諸
君子は國民の選舉する所、其民生國計之を籌るに熟せり、方今時局難危正に賢豪
の補救に頼る。望らくは諸君子心を一にし、德を一にし、黨なく、偏なく、法治を以

て指歸となし、憲政の基礎を立てんとす。國運の隆昌政象の清明皆諸君子に是
れ頼る。元洪不敏にして恭く重寄を膺く、惟だ至誠を竭し、諸君子の後に從ひて
冀くば家邦を造ることあらん。躬ら盛會に蒞み歡欣に堪ふるなし、謹んで一言
を貢して、民國議會の祝と爲す。

次で國旗に對する鞠躬の禮あり。終りに新大總統の誓詞あり、曰く「予は至誠を以
て憲法を遵守し、大總統の職務を執行すべし、謹んで誓ふ」と。但し約法の規定に遵
ふもの也。

開院式後二週間休會し、臨時に茶話會を開きて(一)各議員の意見を疎通し(二)政府
及び各種提出議案の受附(三)重大議案の審査等を爲し。二十一日に至り兩院共に
正式の會議を開く事を得て、爾來國政を贊助しつゝあり。

序に袁世凱の大總統時代に廢止されたる各省の地方議會亦た十月一日より再
蘇復活さるゝ事となれり。

責任内閣組織

之より先、黎元洪は六月二十九日、舊約法恢復國會召集の申令を下す
や、同時に前内閣の總辭職を聽許し、次で段祺瑞を以て國務總理に任

じたり。是に於てか段祺瑞は六月三十日、左の閣員を以て内閣を組織する旨を發表す。

國務總理兼陸軍總長	段祺瑞
內務	許世英
外務	唐照儀
財政	陳錦濤
海軍	程璧光
教育	孫洪伊
司法	張耀曾
農商	張國塗
交通	汪大燮

然るに此の閣員の人選に付ては國中多少の異論あり、或は自ら入閣を欲せざるものありて、久しく決せず。七月末、孫洪伊、谷鍾秀相繼で北上するを俟ちて、許世英を交通に、孫洪伊を内務に總長たらしむ事とし、張國塗辭して、谷鍾秀を農商總長に任す。又た唐照儀、張耀曾の北上、就任は問題となり居りしも、張耀曾早くも北上し、唐照儀又た國會の同意後北上する事となれり。而して先づ段祺瑞の國務總理追認案は、八月二十一日の國會開議肇頭に於て、出席議員四百十四人中、四百〇七票の大多數にて同意を得たり。次で他の國務員は、九月一日の國會に於て追認案を議し、

投票總數四百五十五中、一票無効にして、左の通り同意を得たり

唐照儀(外交)三七六	陳錦濤(財政)三九一
程璧光(海軍)二七六	張耀曾(司法)三五七
孫洪伊(内務)三四六	范源濂(教育)四三九
許世英(交通)二八四	谷鍾秀(農商)二七七
段祺瑞(陸軍兼任)四三二	

斯くて再蘇復活せる民國の所謂完全責任内閣の組織は追認せられ、國政の料理に任ずることとなりたり。(丙辰仲秋脱稿)

大總統黎元洪（支那革史）終

大正六年五月一日印刷
大正六年五月五日發行

定價金壹圓

版權
所有

著者
兼行者

內藤順太郎

東京市赤坂區青山町六丁目八十三番地

翻譯
必究

印刷者

吉岡嚴八

東京市小石川區林町七十番地

印刷所

印刷所

千代田印刷株式會社

東京市京橋區弓町十二、十三番地

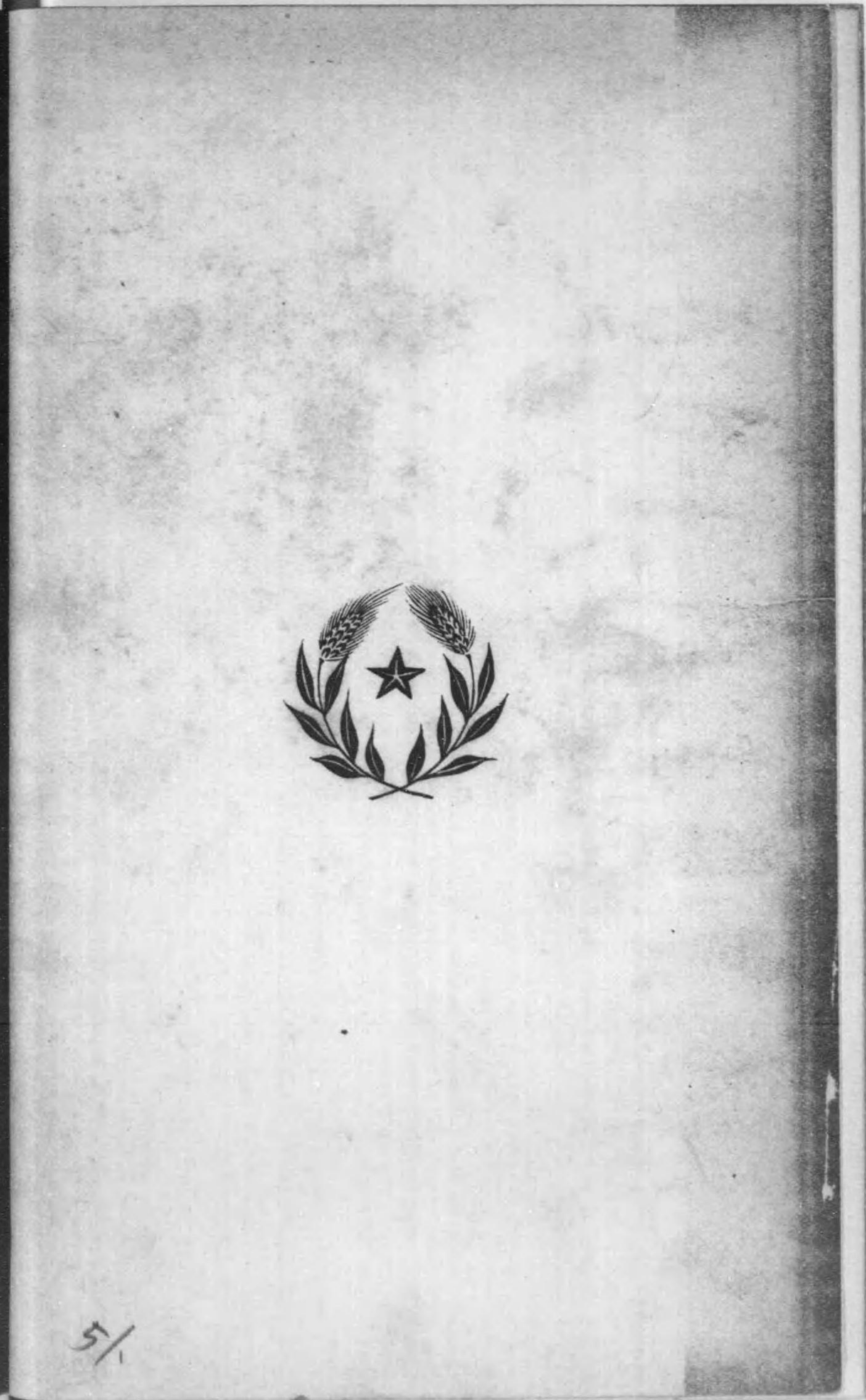
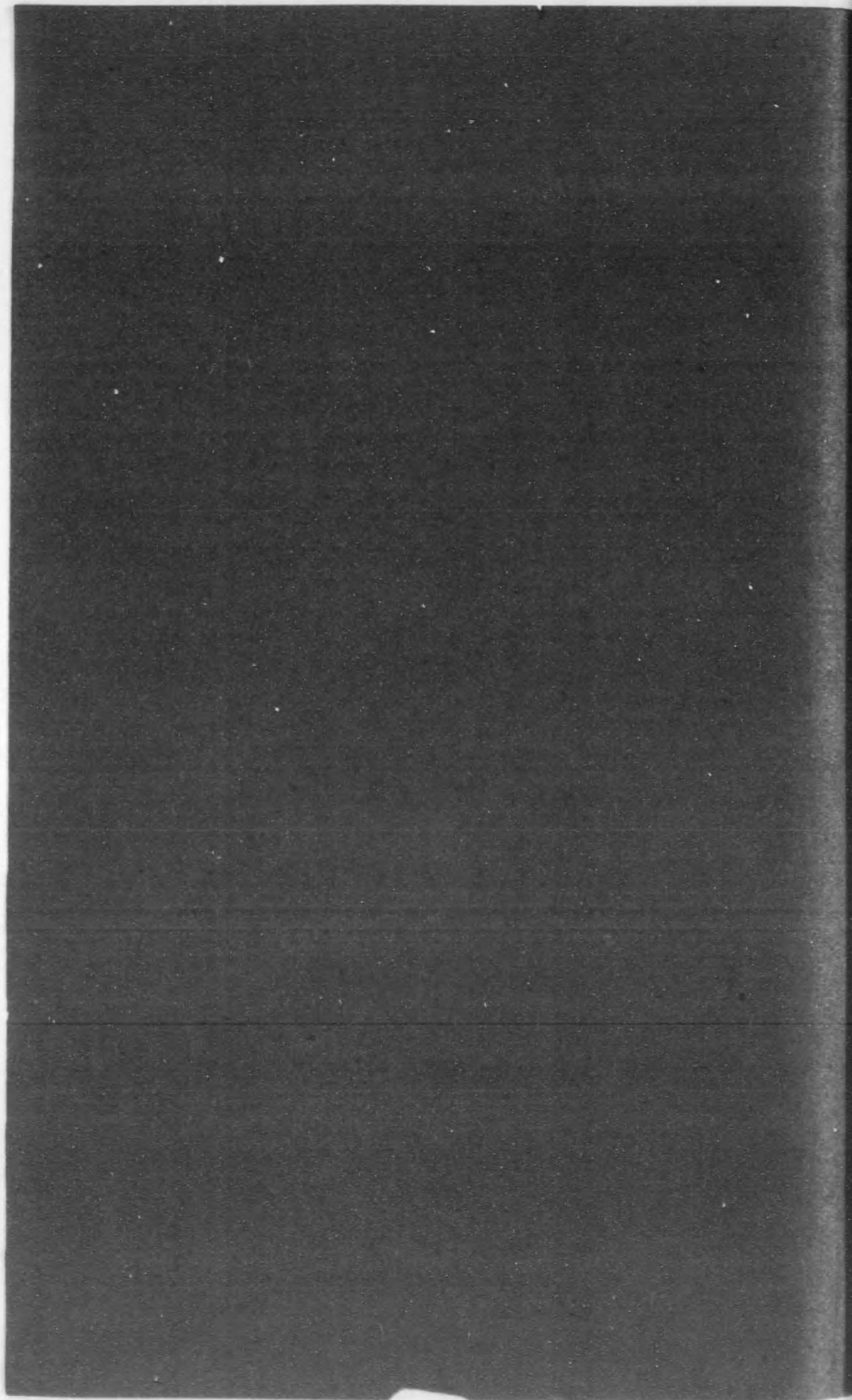
發行所

議會春秋社

振替口座東京三〇四八四番

大賣捌

東京堂・北隆館・東海堂・良明堂・至誠堂・上田屋



5/

349
1156

終